



美郷町景観計画



美郷町



目次

序章	1
1. 趣旨	1
2. 景観形成の意義	2
第1章 美郷町における景観構造と住民の景観に対する意識	3
1.1 美郷町の景観構造	3
(1) まちなか景観	5
(2) 集落景観	9
(3) 河川・道路・山林景観	11
(4) 歴史文化的景観	15
1.2 住民の景観に対する意識	20
第2章 景観計画区域の設定	27
第3章 良好な景観形成に関する方針	31
3.1 美郷町が目指す景観づくりの将来像	31
3.2 景観構造別の基本方針	31
第4章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	35
4.1 届出対象行為	35
(1) 建築物・工作物・開発行為	35
(2) その他の届出対象行為	37
4.2 届出対象行為に対する景観形成基準	38
(1) 建築物・工作物	38
(2) 開発行為	43
(3) 屋外における土石・再生資源等の物件の集積又は貯蔵	44
4.3 届出の必要はないが景観形成基準に配慮すべき行為	44
第5章 景観重要建築物・景観重要樹木の指定方針	45
5.1 景観重要建築物の指定方針	45
5.2 景観重要樹木の指定方針	46
第6章 屋外広告物の表示等に関する基本方針	47
第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項	53
(1) 景観重要公共施設の指定方針	53
(2) 景観重要公共施設の指定	53
(3) 整備に関する事項	54
第8章 良好な景観づくりの推進にむけて	56
(1) 推進体制	56
(2) 審査体制	58

序章

1. 趣旨

美郷町が積極的に景観まちづくりに取り組み、町民・事業者・行政との協働により、その実現に向けて推進することを目的に、景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づく景観計画を定めます。

なお、町内における他の計画では、景観に関連する事項を以下のように記述しており、本景観計画は町の他の計画とも整合するものです。

表 町内の他計画における景観に関連する事項

計画等名	景観に関連する内容
美郷町総合計画	<p>【住みよい郷づくり】 道路環境・交通体系の整備</p> <p>国県道は、国道 327 号の整備は既に完了し、大きな機能を果たしていますが、その他の国県道は未改良区間が残っています。また、町道・農林道においても改良率が低い状況であり、<u>新しい時代に向けて多様化する住民ニーズ、経済・社会の変化に積極的に対応し、道路の持つ様々な機能を最大限発揮できるように、関係機関への要望や主要町道・農林道の整備促進を図ります。</u>（道路の持つ機能の一つとして「視点場」があることから抽出）</p> <p>環境保全の推進 （地域景観の向上）</p> <p>美しい景観・環境づくりの推進のため、道路沿線の花木類など、<u>地域の特性を生かした美しい景観・環境づくりを推進します。</u></p> <p>【心豊かな人間性を育む郷づくり】 伝統文化の継承と活用</p> <p>先人の築いてきた文化遺産を正しく継承・発展させるとともに、<u>自然や歴史遺産などの貴重な文化財の保護と有効な活用に努めます。</u></p>
美郷町過疎地域自立促進計画	<p>集落の整備</p> <p>本町の集落形態は、町内を流れる耳川、小丸川、五十鈴川の本流・支流に沿って散在しており、山間や山腹にある集落も多く、過疎化・高齢化の進展により、集落形態の維持が困難になっている集落もあります。また、山間地特有の地形的条件から家屋の安全に支障をきたしている箇所もみられます。しかしながら、集落間が遠いため再編は厳しく、移転も困難であることから、<u>現集落において行われている集落維持活動を積極的に推進し、地域づくりと定住基盤等の整備を行う必要があります。</u>（集落維持活動の一つとして草刈り等の美化活動があることから抽出）</p>

2. 景観形成の意義

美郷町の豊かな自然や歴史的なたたずまいを保全すること、美しく調和のとれたまちなみづくりなどの景観形成を進めることは、町民の地域に対する愛着や誇りを育むことにつながります。また、景観づくりの取り組みを通じて、地域住民同士が協力することが増えることで、地域のつながりを強くし、地域活動の活性化にもつながります。

本町では、人口減少、少子高齢化が大きな問題となっていますが、一方で風情あるまちなみや豊かな自然景観、歴史文化的景観が多く残されています。これらの良好な景観を保全し、またそれらを活かし継承していくことは、人口減少・少子高齢化といった“量”の減少による活力低下を、まちの“質”を高めることで維持・発展させていくことにつながり、地域として生き残っていく上で、必要不可欠なことといえます。

景観づくりは「地域づくり」

「景観10年、風景100年、風土1000年」という言葉がありますが、「景観」を意識し、行動することを積み重ねることにより、「風景」、「風土」へとつながっていきます。

(出典)宮崎県景観形成基本方針

第1章 美郷町における景観構造と住民の景観に対する意識

1.1 美郷町の景観構造

■美郷町の概況

美郷町は、平成12年(2000年)に「地方分権一括法」の施行の中で、住民に身近な行政サービスについて市町村に権限が委譲されるなど地方分権社会の到来、少子高齢化の進行、住民ニーズの多様化・高度化・広域化に加えて厳しい財政事情の背景を受け、東臼杵南部地域にある3村(旧南郷村、旧西郷村、旧北郷村)が対等合併して、平成18年(平成2006年)1月1日に誕生した町です。

美郷町は、宮崎県の北部に位置し、面積は県土の約6%の44,884haであり、その約92%が山林です。北は延岡市、日之影町、東は日向市、門川町、南は西都市、木城町、西は諸塚村、椎葉村に接し、中央部には耳川(2級河川)が貫流し、北側には五十鈴川(2級河川)、南側には小丸川(1級河川)が流れ、これらの河川の上流域に位置しています。

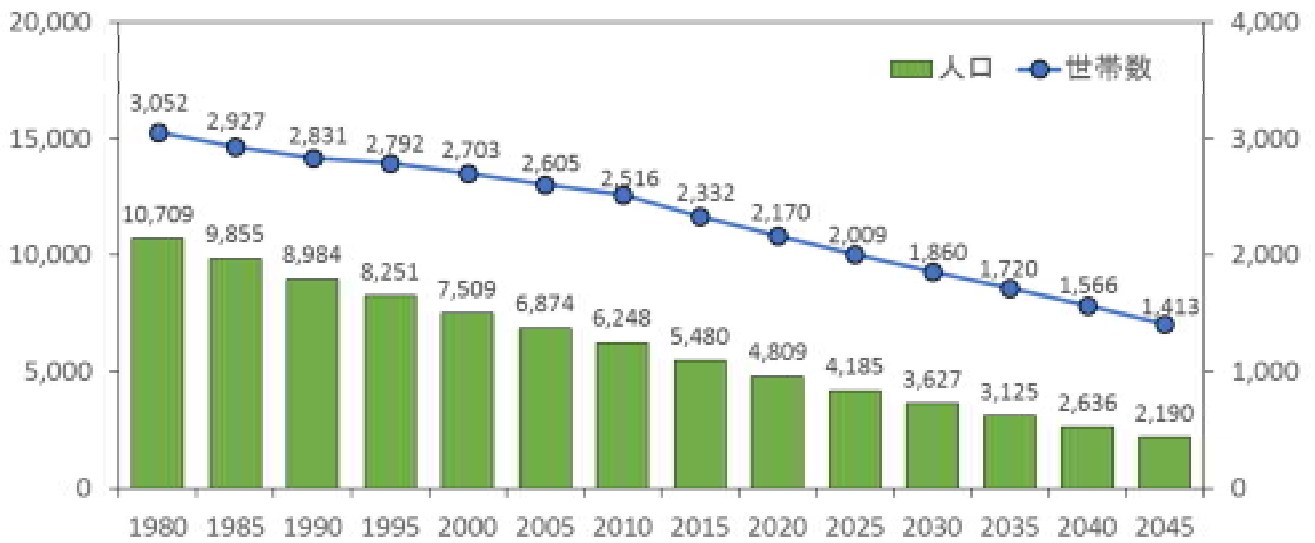
美郷町の人口は、昭和55年(1980年 旧南郷村 2,774人、旧西郷村 4,181人、旧北郷村 3,754人)の10,709人をピークに減少を続け、平成27年(2015年)の国勢調査では5,480人と、ついに6,000人を割り込み、65歳以上の高齢化率が47.5%となっています。

■美郷町の景観構造

町の骨格は、河川(耳川・小丸川・五十鈴川)と山並みの間を縫うように整備された国道により形成されており、おせりの滝、観音滝、渡川白水の滝、鬼神野溶岩溪谷といった美石群等の自然や、西の正倉院、宇納間地蔵尊等の歴史文化施設が町内に点在しています。また、南郷、西郷、北郷の中心部には市街地が形成され、山間や河川沿いに集落が点在しています。

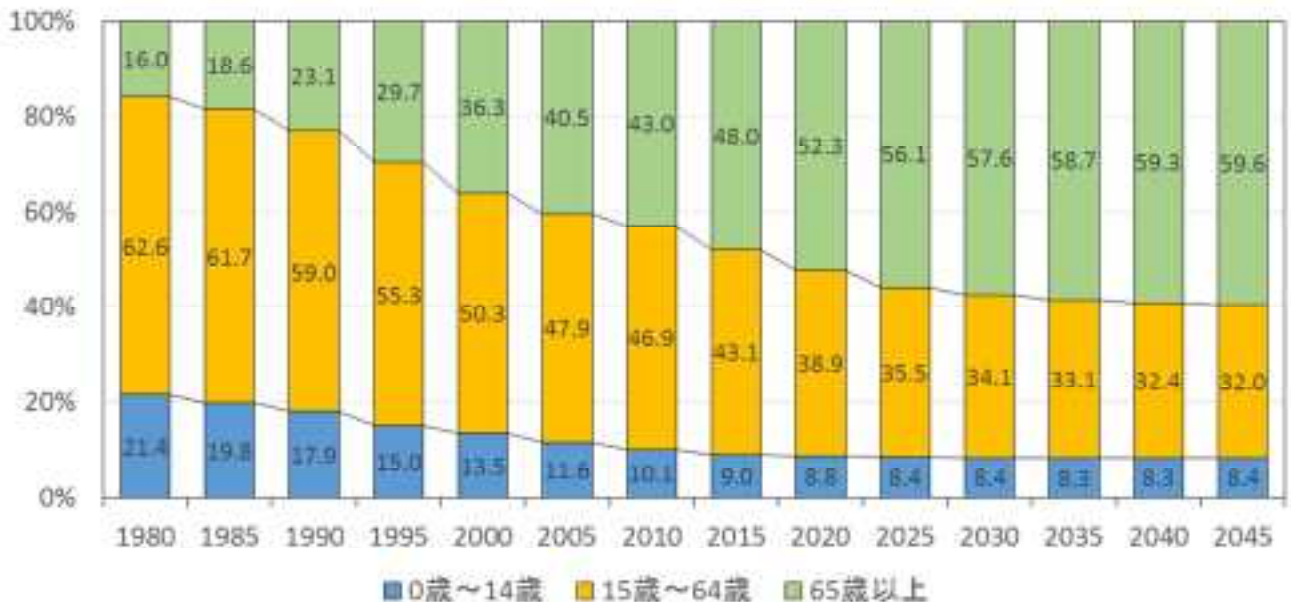
このような町の構造を踏まえると、美郷町の景観は、「まちなか景観」、「集落景観」、「河川・道路・山林景観」、「歴史的文化的景観」から構成されていると捉えることができます。

町の人口と世帯数



(資料:2015年までは国勢調査。2020年以降は、人口については国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)、世帯数については2010年から2015年における1世帯あたり人員の減少量がその後も継続すると仮定し各年の1世帯あたり人員を推計し、将来人口をその人員で除して算出」)

年齢3区分別構成比



(資料:2015年までは国勢調査。2020年以降は、人口については国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」)

(1) まちなか景観

① まちなか景観の概要

まちなか景観は、町内3地区の中心部で形成されている景観と位置づけられます。各地区の中心部には、役場や支所が立地するとともに、商店街、主要観光施設、祭り会場等が点在しており、住民の生活および観光の拠点となっています。

各地区のまちなか景観を形成する要素を下表に示しますが、いずれの中心部においても、道路等の公共施設の維持管理を適切に行っていく必要があるところや、老朽化した看板、空き家がそのまま残されているところが一部に見受けられます。

表 まちなか景観を形成する要素

地区	まちなか景観を形成する要素
南郷	・美郷町南郷支所 ・百済の館・西の正倉院・神門神社(歴史文化的景観も形成) ・師走まつり会場(集落景観も形成) ・冬ホタルイルミネーション ・南郷温泉、商店街、公園、民家、田畑 等
西郷	・美郷町役場 ・西郷病院 ・御田祭会場(歴史文化的景観も形成) ・葉桜公園 ・商店街、公園、民家、田畑 等
北郷	・美郷町北郷支所 ・宇納間地藏尊(歴史文化的景観も形成) ・商店街、公園、民家、田畑 ・提灯(夏の時期) 等

■ 南郷の概要とまちなか景観

南郷は南北約12km でほぼ円状をなし、神門で標高は250m あります。九州山地に連なる三方岳、清水岳、空野山、丸笠山、高峠、笹の峠など 1,000m級の山岳が重畳し、これらを水源に小丸川の本流・支流が豊富な水源をもたらしています。

中心部には、西の正倉院・百済の館・神門神社等の歴史文化施設や南郷温泉、商店街、師走祭り会場が点在し、生活及び観光の拠点となっています。



南郷中心部



商店街

■ 西郷の概要とまちなか景観

西郷は東西18km、南北は4km から11km と東西に細長い地形です。西部の山間地帯と東部の中山間地帯に分けられ、西部は東と北を耳川に、西と南を清水岳、高峠などの分水嶺に囲まれ、山岳が連なる緑豊かな森林と溪谷が広がり、東部は周囲を標高500m から900m の分水嶺で囲まれ、中央部を耳川が貫流しています。

中心部には役場があり、町の拠点となっています。また、商店街、御田祭会場、運動公園、葉桜公園等、生活・観光・歴史文化・レジャー等の施設・場所がまちなかに点在しています。



西郷中心部



役場

■北郷の概要とまちなか景観

北郷は東西20km、南北12kmの広がりを持ち、周囲を九州山脈脊梁山系に囲まれ、北西の境界部が高峻で東に向かって傾斜し、そこに源を発する五十鈴川が山峡部を縫いながら中央部を貫流しています。

中心部には支所や宇納間地藏尊等の歴史的な施設があり、その周辺には商店街が形成されています。商店街には統一された街灯と看板、歩道にはカラー舗装が施され、きれいな道路空間が形成されています。



北郷中心部



宇納間地藏尊前

②まちなか景観の特長と課題

まちなか景観の特長および課題としては以下が挙げられます。

表 まちなか景観の特長と課題

<p>特長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区のまちなかには、歴史文化的景観を形成する施設や場所があり、これらとの調和を保ったまちなみが形成されている。 ・商店街における街灯や看板を統一し、まちの一体感を創出する取組が行われている。 	 <p>街灯・看板の統一</p>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路上の白線が劣化しているところが見受けられる。 ・歩道のカラー舗装が劣化しているところが見受けられる。 ・老朽化した看板や空き家がそのままになっているところが見受けられる。 ・道路沿いの雑草や樹木への手入れが十分でない箇所がある。 ・照明が少なく、夜は暗い。 	 <p>白線劣化</p>  <p>カラー舗装の劣化</p>  <p>古い看板</p>

(2) 集落景観

① 集落景観の概要

町内には、24の集落が存在し、それぞれの集落で住民生活が行われています。これらの集落における景観を集落景観と位置づけます。なお、各地区の中心となる集落は、上述のまちなか景観も有する集落となります。これらの集落については、中心部以外の箇所における景観を集落景観と位置づけます。

各地区の集落には、田畑が広がり、夏は美しい緑一面に、また秋は稲の黄金色や山の紅葉が美しい集落景観を形成しています。また、いくつかの集落では住民の方々が主体的に美化環境整備を行っており、美しい沿道景観が形成されています。

一方で、老朽化した空き家や耕作放棄地がそのままになっているところや、道路から太陽光パネルが視認できるところ、道路沿いや獣害対策用柵周辺の樹木や雑草の手入れが十分でないところ等が見受けられます。



南郷 鬼神野集落(牛山)



西郷 若宮集落



北郷 中原地区

表 各地区の集落

地区	集落
南郷	水清谷、神門下、神門長堀、神門中、神門上、鬼神野、渡川
西郷	峰、上野原、小川、仮迫、花水流、和田、若宮、坂本、下、中、上
北郷	小原、中原、長野、秋盛、入下、黒木

②集落景観の特長と課題

集落景観の特長および課題としては以下が挙げられます。

表 集落景観の特長と課題

<p>特長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集落の中には、住民の方々の自主的な取組により道路沿道の草刈や植栽(あじさい、彼岸花等)が行なわれ、美しい沿道景観が形成されているところが見受けられる。 ・住民主体による案山子を用いた景観・にぎわいづくりが行われている。 ・美しい棚田や古くからの石垣(鳥の巣集落)等、後世にも引き継いでいきたい大事な景色が残されている。 	 <p>案山子を用いた景観・にぎわいづくり</p>  <p>古くからの石垣(鳥の巣集落)</p>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路上の白線が劣化しているところが見受けられる。 ・獣害対策用柵への雑草の巻き付きにより柵越しに見える景色を阻害している箇所がある。 ・道路沿いの雑草や樹木への手入れが十分でない箇所がある。 ・老朽した廃屋がある。 ・太陽光パネルが沿道から視認できるところもある。 	 <p>獣害対策用柵に巻き付いた雑草</p>  <p>老朽化した空き家</p>  <p>道路から視認できる太陽光パネル</p>

(3)河川・道路・山林景観

①河川・道路・山林景観の概要

町の中央部に耳川が東西に貫流し、北側には五十鈴川、南側には小丸川が流れており、町の景観骨格が形成されています。また、町内には、おせりの滝、観音滝、渡川白水の滝、清流が流れる紅葉や新緑の美しい渓谷が点在するなど、魅力的な水辺空間が多数あります。さらに、国道327号、388号、446号、県道3路線等の幹線道路からは、河川とともに山林を眺望でき美郷町の自然を体感できる景観となっています。町民の生活動線であり、観光客の主要動線でもある幹線道路は、町の代表的な視点場であるといえます。

表 河川・道路・山林景観を構成する要素

地区	集落
南郷	小丸川、渡川白水の滝、鬼神野溶岩渓谷、水清谷ふるさと村オートキャンプ場、水清谷かいごん塔、コテージ山霧、水清谷梅園、雲海、渡川ダム
西郷	耳川、おせりの滝・河川プール、観音滝、石峠レイクランド、大内原ダム、西郷ダム、塚原ダム、清水岳からの眺望、桜並木(坂本地区)、西郷ダム広場(永遠の鐘)
北郷	五十鈴川、舟方轟、松ヶ下もみじ林道、土々呂内渓谷

※町内の山中には巨木も多く見られ、山林景観を構成する要素となっている

■南郷の河川・道路・山林景観

○鬼神野溶岩渓谷

1億2000万年前、赤道付近に噴出した枕状溶岩がフィリピンプレート移動により、約6000万年前にこの地に隆起して出来たもので、露出は川の延長約500mにわたり、国内最大級の規模といわれており、県指定文化財(名勝)に指定されています。



鬼神野溶岩渓谷



白水の滝

○白水の滝

檜葉原生林の中にあり、落差約60mの崖壁から白い筋を引いて流れ落ちる美しい滝で、その下流には多くの淵があり、谷壁斜面に残る自然の林と相まって、訪れる人々の心を和らげるような景観が広がっています。

○水清谷ふるさと村オートキャンプ場

小丸川支流の水清谷川沿いにあり、雄大な自然を味わいながら、夏場には水遊びやヤマメ、ハヤなどの釣り等のアウトドアが満喫できます。



水清谷ふるさと村オートキャンプ場

○水清谷かいごん塔

標高600～700mにある梅園「かいごん塔」には、約5千本の梅木があります。ここは地元の梅農家さんたちが南高梅の生産を行っている梅園で、2月下旬ごろが見頃の時期です。



水清谷かいごん塔

■西郷の河川・道路・山林景観

○おせりの滝

高さ約70mの懸崖から三段に落下する滝の景観は、まさに壮絶無類の感があります。幾多の伝説を秘めるこの滝は、兩岸の原生樹林と調和し、四季の変化に富み、秀れた景観を形成しています。



おせりの滝

観音滝

○観音滝

尖山の北側の麓に、高さ30mの滝があり、滝の周辺には衆生済度のためにこの世にあらわれるという三十三観音がまつられていて、遊歩道をめぐりながら参拝できる神聖なところです。

○おせり河川プール

毎年7月のプール開きの安全を祈願する神事の
後には釣大会や魚のつかみ取りが行われ、子ども
たちの歓声が静かな谷間に大きく響き渡ります。



おせり河川プール

○石峠レイクランド

耳川の中流、大内原ダム湖の湖畔に整備された
総合レジャー施設で園内には温泉付コテージ12
棟があります。対岸の道路沿いから施設全体が美
しく見え、美郷の印象を強める景観のひとつになっ
ています。



石峠レイクランド

■北郷の河川・道路・山林景観

○舟方轟

国道 388 合線沿いにあるこの景勝地は山つつじ
や紅葉が季節によって水面を飾り、道行く人々の
目を楽しませます。



舟方轟

○土々呂内溪谷

巨石や巨岩の間を流れる清流は、冬も豊富な
水を湛え、青くよどむ淵は神秘的な趣さえ感じさせ
ます。



土々呂内溪谷

○松ヶ下もみじ林道

毎年 11 月中旬に紅葉が見頃を迎えます。昭和
48 年の林道完成記念に、多くの参加者のもと植栽
されました。





松ヶ下もみじ林道

②河川・道路・山林景観の特長と課題

河川・道路・山林景観の特長および課題としては以下が挙げられます。

表 河川・道路・山林景観の特長と課題

<p>特長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・清らかで澄んだ水が流れる五十鈴川・耳川・小丸川およびこれらの支流にある多くの滝 ・国道沿いの桜並木 ・長い時間をかけてつくられた美石群 ・朝方に見られる雲海 ・山々の美しい稜線 ・西郷ダムでは、クレーンにカバーをする等景観に配慮した取組が行われている。 	 <p>小丸川支流滝での水遊び</p>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木や雑草により視界が遮られているところがある。 ・伐採が行われた山林では、山の地肌が露出しているところが見受けられる。(景観面だけでなく災害に対し脆弱になる点も課題である) ・滝や渓谷までの歩道において損傷箇所が見受けられる。 ・ゴミや古い看板が放置されているところがある。 	 <p>山肌の露出</p>

(4) 歴史文化的景観

① 歴史文化的景観の概要

各地区には歴史文化的な施設や場所があり、また昔から続く祭りが存在します。

南郷には西の正倉院・百済の館・恋人の丘、西郷には御田祭会場・民話伝承館、北郷には宇納間地蔵尊・中小屋天文台「昴ドーム」があり、またそれぞれで師走祭り、御田祭、宇納間地蔵大祭が開催されています。

歴史文化的施設や場所は、町外からの観光客が訪れるメインの場所となることから、特に景観に配慮した取組が重要になります。

表 歴史文化的景観を構成する要素

地区	歴史文化的景観を構成する要素
南郷	師走祭り、神門神社、西の正倉院、百済の館、恋人の丘
西郷	御田祭、おせりの滝民話伝承館、西郷古墳
北郷	宇納間地蔵尊、宇納間地蔵大祭、長野薬師尊、中小屋天文台「昴ドーム」、入下神社

※町内には古い石造りの橋もいくつか見られこれらも歴史文化的景観を構成する要素と考えられる

■ 南郷の歴史文化的景観

○ 師走祭り

師走祭りは、木城町と美郷町南郷区(旧南郷村)にまたがり、1000年以上前から脈々と引継がれ、異国の地で亡くなった百済王一族を慰めるお祭りで、百済の文化を色濃く取り込んで伝えられ日本では大変珍しい祭りです。



師走祭り

○ 西の正倉院

「西の正倉院」は奈良正倉院の御物(ぎよぶつ)と同一品といわれる銅鏡を含む貴重な文化財が存在することから計画されたものです。建設に当っては宮内庁の協力、奈良国立文化財研究所の学術支援、さらに建設大臣の特別許可があり、建設されました。



西の正倉院

○百済の館

百済の館は百済最後の王都となった大韓民国の古都「扶餘」の王宮跡に建つ(元)国立博物館の「客舎」をモデルに、日韓交流のシンボルとして造られました。



百済の館

○神門神社

祭神は大山祀神、百済の禎嘉王、倉稻魂命、品陀和氣命(応神天皇)等で、本殿は国の重要文化財に指定されています。



神門神社

○恋人の丘

南郷の町並みを見下ろす小高い丘にある六角形の東屋は「扶餘」の落花岩に建つ「百花亭」を再現したもので、韓国との友好の証として届けられた「絆の鐘」と呼ばれる一対の鐘があります。



恋人の丘

○塚の原古墳

師走祭りにて、上りまし(1日目)に寄る場所で、父王の墓と伝えられています。ここで地区の方々に迎えられ、祭典の後、直会(なおらい)などが開催されます。その後、土手などに火がつけられ、故事によれば王を護った火と煙の再現とされています。



塚の原古墳

■西郷の歴史文化的景観

○御田祭

西郷に平安時代から伝わる田代神社の農耕行事です。昭和 63 年には県の無形民俗文化財に指定されました。神田を神人・牛馬が一体となり激しく駆け回ったり、早乙女による田植えが行われ、参詣者の無病息災と豊作を祈願します。静と動の織り成す古式ゆかしき田植え祭です。



早乙女たちによる田植え



牛馬入れ

○西郷古墳

通称「鳥の巣古墳」と呼ばれ、鳥の巣集落から南西に約 600m、標高 400mの所にあり、直径 10 m、高さ 2mの円墳で、県指定文化財(史跡)です。



西郷古墳

○おせりの滝民話伝承館

おせりの滝に古くから伝わる 13 の民話がパネルで展示されています。また、敷地内には地元小原地区出身の歌人で故 藤田世津子さんの歌碑も建立されています。平成 15 年に歌集「反魂草(はんごうそう)」を著し、第 6 回駿河梅花文学大賞を受賞されています。



おせりの滝民話伝承館

■北郷の歴史文化的景観

○宇納間地蔵尊

全長寺、仁王門をくぐり、365 段の長い石段を登り詰めたあたりの鉄城山頂、ここに祀られている宇納間地蔵尊は、名僧行基菩薩の手による一刀三礼の靈佛ともいわれています。



宇納間地蔵尊

○宇納間地蔵大祭

「火伏せ地蔵」と呼ばれ、およそ 200 年前、江戸市中に大火が発生し藩邸もまさに類燃の危機に瀕した時、当時の延岡藩主の祈誓にこたえて、忽然と屋根に僧侶が現れ「水を注ぐ大雨のごとし」と、それを鎮火させたといわれています。(宇納間地蔵大祭は、旧暦 1 月 24 日を中心とする 3 日間開催され大勢の参拝客で賑わいます。)



宇納間地蔵大祭

○中小屋天文台(昴ドーム)

標高約 1,000m に位置し、空気が澄み、光害もないことから、平成 2 年には「全国星空継続観察」において夜空の暗さ部門で日本一に輝いた実績をもつ、星空観望の絶景スポットです。



中小屋天文台(昴ドーム)

②歴史文化的景観の特長と課題

歴史文化的景観の特長および課題としては以下が挙げられます。

表 歴史文化的景観の特長と課題

特長	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区における代表的な歴史文化的景観を構成する要素については、手入れが行き届いている。また、周辺のまちなみ(まちなみ景観)も歴史文化的景観と調和のとれたものになっている。 ・祭りの際には、昔から伝わる雰囲気や活気があふれる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・手入れが十分でないため埋没している歴史文化的資源がある。 ・道路沿いから視認しづらい記念碑等がある。 ・照明が少ない等、夜間に歴史文化的景観を楽しめる環境が不足している。



景観構造	番号	施設、場所名	景観構造	番号	施設、場所名	景観構造	番号	施設、場所名	景観構造	番号	施設、場所名	
まちなか景観 (南側)	1	美郷町南郷支所	東部 (南側)	1	水鏡台	河川・道 路・山林 景観 (南側)	1	小丸川	歴史文化 的景観 (南側)	1	崎走まつり	
	2	百済の館・西の正徳院・ 神門神社		2	神門下		2	瀧川白木の滝		2	百済の館・西の正徳院・ 神門神社	
	3	崎走まつり会場		3	神門長坂		3	鬼神懸崖池・深谷		3	南郷 土人の墓	
	4	南郷温泉		4	神門中		4	氷清谷心志と村 オートキャンプ場		4	南郷 水鏡台神社	
	5	商店街		5	神門上		5	氷清谷かいこも塔	5	南郷 土人の墓	5	南郷 土人の墓
まちなか景観 (西側)	6	美郷町交差点	東部 (西側)	6	氷神野	河川・道 路・山林 景観 (西側)	6	コナージュ山荘	歴史文化 的景観 (西側)	6	おせりの滝民話伝説館	
	7	西郷商店		7	鹿川		7	真川		7	西郷古蹟(海軍少佐の邸宅)	
	8	西郷総合庁舎		8	輪		8	おせりの滝・滝川プール		8	田伏神社公園	
	9	美郷公園		9	上層原		9	巖屋滝		9	宇納間地蔵大尊	
	10	商店街		10	小川		10	飯沼	10	石崎・イワシテ	10	長持園跡寺
	11	権現山		11	飯沼		11	花水滝(おせりの滝の隣りから100 m)	11	西郷が丘	11	小原天宮(御一山)
まちなか景観 (北側)	12	美郷町北郷支所	東部 (北側)	12	和豆	河川・道 路・山林 景観 (北側)	12	清水谷からの眺望	歴史文化 的景観 (北側)	12	入下神社	
	13	宇納間地蔵尊		13	若宮		13	坂本地区の展望水		13	坂本地区の展望水	
	14	商店街		14	下		14	下山		14	下山	
東部景観	15	中原地区の提灯(夏心 時期)	東部 (北側)	15	中	河川・道 路・山林 景観 (北側)	15	五十鈴川	歴史文化 的景観 (北側)	15	五十鈴川	
	東部景観	16		商店街	16		上	16		舟方藪	16	船下もみじ林道
		17		美郷町南郷支所	17		小原	17		坂本地区の展望水	17	土ヶ谷内原台
		18		西郷 菅宮神社	18		長野	18		西郷が丘	18	西郷が丘
		19		西郷 古崎山からの眺望	19		秋盛	19		西郷が丘	19	西郷が丘
		20		西郷 古崎山からの眺望	20		入下	20		西郷が丘	20	西郷が丘
		21		西郷 古崎山からの眺望	21		黒木	21		西郷が丘	21	西郷が丘
		22		西郷 古崎山からの眺望	22		南郷 結露の輝ける黒倉・山荘	22		西郷が丘	22	西郷が丘
		23		西郷 古崎山からの眺望	23		西郷 菅宮神社	23		西郷が丘	23	西郷が丘
		24		西郷 古崎山からの眺望	24		西郷 古崎山からの眺望	24		西郷が丘	24	西郷が丘
25		西郷 古崎山からの眺望	25	西郷 古崎山からの眺望	25	西郷が丘	25	西郷が丘				

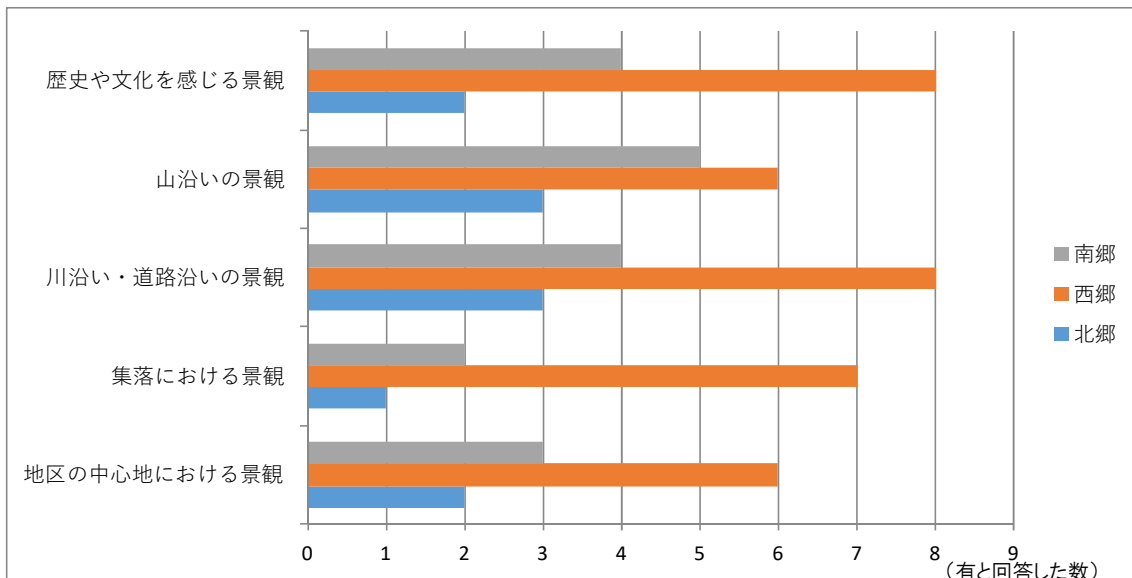
図 各景観構造を構成する要素の位置図

1.2 住民の景観に対する意識

住民の方々の景観に対する考えや思いを把握するため、区長の皆さまを対象としたアンケート調査を実施しました。

① 居住地区内における好きな景観、大事にしたい景観があるか？

- ・南郷においては、歴史や文化を感じる景観、山沿いの景観、川沿い・道路沿いの景観を半数以上の方が挙げています。
- ・西郷においては、いずれの景観も半数以上の方が好き・大事にしたいと感じています。
- ・北郷においては、半数の方が山沿いの景観、川沿い・道路沿いの景観を挙げています。



※回答者数：南郷 7 人、西郷 11 人、北郷 6 人

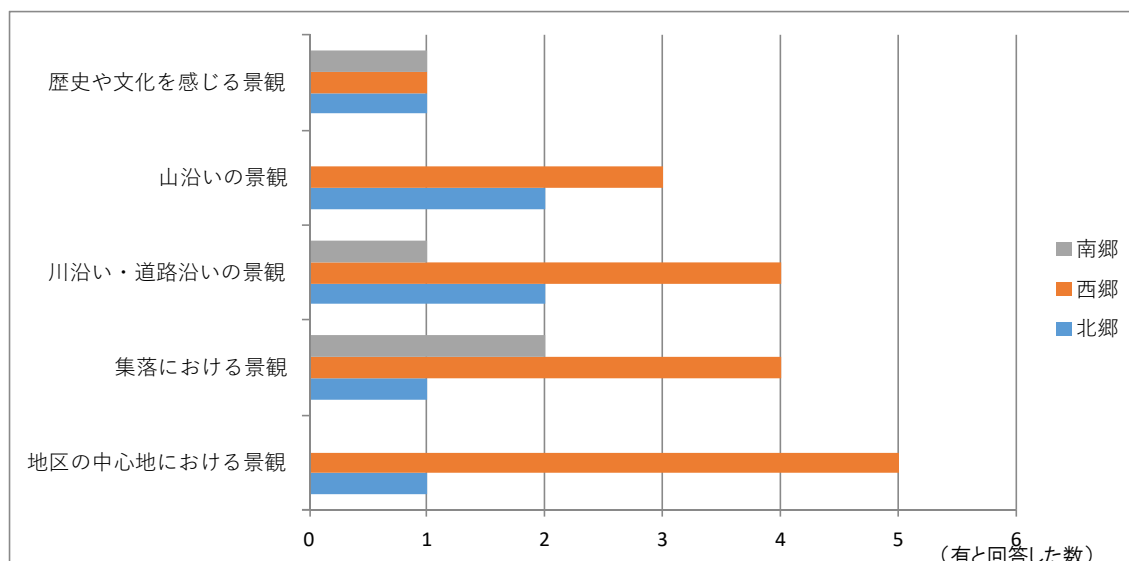
また、各景観における好き・大事にしたい場所として具体的に以下が挙げられています。

	地区の中心地における景観	集落における景観	川沿い・道路沿いの景観	山沿いの景観	歴史や文化を感じる景観
南郷	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街 ・対岸から観る神神山、西の正倉院の屋根、お寺等の景観 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霧の明ける黒岩山麦 ・商店街 	<ul style="list-style-type: none"> ・観音滝 ・水清谷ふるさとオートキャンプ場 ・朝霧の明ける黒岩山麦 ・橋の上から観る川の姿 ・美石群 	<ul style="list-style-type: none"> ・水清谷梅園 ・囲まれた山林 ・清水岳、高峠の尾根の形 ・檜葉原生林や雲海 	<ul style="list-style-type: none"> ・水清谷神社 ・下名木の塚の原 ・西の正倉院 ・師走祭りの迎え火、御神幸列の姿

	地区の中心地における景観	集落における景観	川沿い・道路沿いの景観	山沿いの景観	歴史や文化を感じる景観
西郷	<ul style="list-style-type: none"> ・田代小から望む権現山 ・葉桜公園 ・公民館を中心とする地域の眺め ・家並み及び周辺の河川や山並 ・石峠レイクランド 	<ul style="list-style-type: none"> ・若宮神社 ・川沿いの集落 ・三佐公園から観る集落と川、山 ・日当たりがよく、割と平坦地 ・古城山からの望観 ・棚田や溪谷、溪流 ・雲海、夜景 	<ul style="list-style-type: none"> ・美々川温泉のダム湖 ・花桃並木 ・小川川河川ブール公園 ・石峠レイクランド湖畔、周辺 ・国道 327 号沿いの桜並木 ・坂元地区の桜（国道沿い） ・耳川、増谷川、山瀬川 	<ul style="list-style-type: none"> ・観音滝 ・おせりの滝 ・石峠レイクランド ・権現山、尖山の山並 ・地区内全ての山沿い ・夜景、島戸の桜 	<ul style="list-style-type: none"> ・葉桜公園 ・観音様・観音滝 三十三観音 ・田代神社公園 ・年の神神社周辺、田園風景 ・御田祭 ・地の神様 ・地区の祭り ・小八重、山瀬小学校 ・各集落の神社 ・昔、柏野という地区だった頃の一本杉があったという歴史を感じる
北郷	<ul style="list-style-type: none"> ・夏祭り時期の中原地区の提灯 ・街並み 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体 	<ul style="list-style-type: none"> ・舟方轟 ・土々呂内河川沿い 	<ul style="list-style-type: none"> ・松ヶ下もみじ街道 ・土々呂内河川沿い ・速日乃峰 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野薬師尊堂 ・入下神社

②居住地区内における好きな景観を阻害している要素があるか？

- ・南郷では、集落における景観において阻害要素があるとの回答が最も多くなっています。
- ・西郷では、川沿い・道路沿いの景観、集落における景観、地区の中心地における景観において阻害要素があるとの回答が多くなっています。
- ・北郷では、山沿いの景観、川沿い・道路沿いの景観において阻害要素があるとの回答が最も多くなっています。



※回答者数：南郷 7 人、西郷 11 人、北郷 6 人

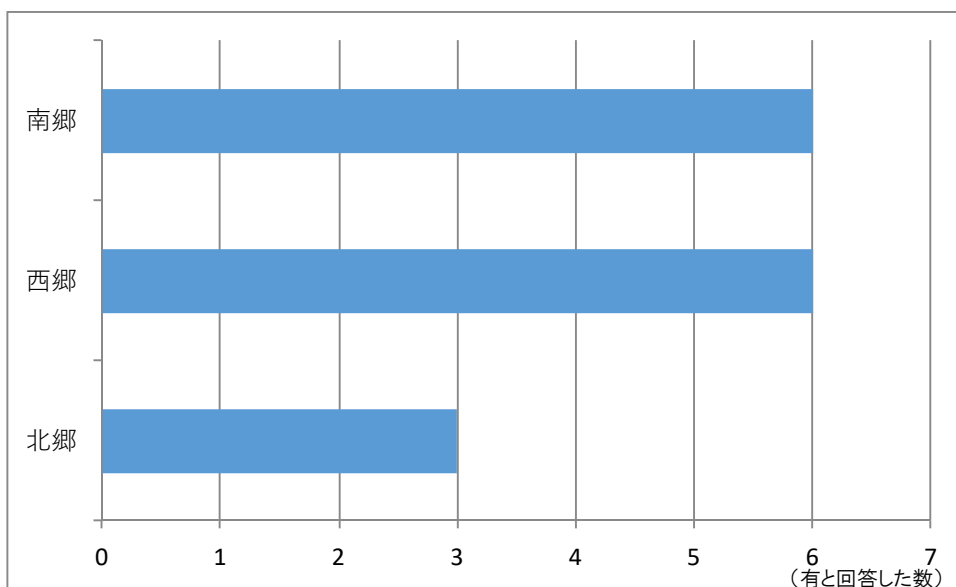
また、各景観における阻害要素として具体的に以下が挙げられています。

	地区の中心地 における景観	集落における景 観	川沿い・道路沿 いの景観	山沿いの景観	歴史や文化を 感じる景観
南郷		・老朽廃屋 ・雑草	・不用品(ゴミ) の放置家屋		
西郷	・鳥獣防護柵 ・雑木 ・金網 ・西郷タクシーか ら古城付近ま での歩道の立 木 ・山須原集落の 砂防ダム	・鳥獣防護柵 ・金網 ・電線、土砂崩 れ ・空家	・鳥獣防護柵 ・金網 ・国道に覆いか ぶさった立木 ・土砂崩れ、ゴミ の投棄	・鳥獣防護柵 ・道の雑草 ・山の法面崩壊	・雑草等
北郷	・竹くずの繁茂が 多く景観を損 ねている。道 路沿い、河川	・竹くずの繁茂が 多く景観を損 ねている。道 路沿い、河川	・竹くずの繁茂が 多く景観を損 ねている。道 路沿い、河川	・竹くずの繁茂が 多く景観を損 ねている。道 路沿い、河川	・竹くずの繁茂が 多く景観を損 ねている。道 路沿い、河川

	地区の中心地 における景観	集落における景 観	川沿い・道路沿 いの景観	山沿いの景観	歴史や文化を 感じる景観
	沿いは対策が 必要ではない か	沿いは対策が 必要ではない か	沿いは対策が 必要ではない か ・くずの葉が道路 沿いのツツジに はびこっている	沿いは対策が 必要ではない か ・古い看板	沿いは対策が 必要ではない か

③居住地区内における重要建造物・樹木はあるか？

- ・いずれの地区においても、景観上重要と思われる建造物・樹木があると回答されています。
- ・具体的には下表に示す建造物、樹木が挙げられています。



※回答者数：南郷 7 人、西郷 11 人、北郷 6 人

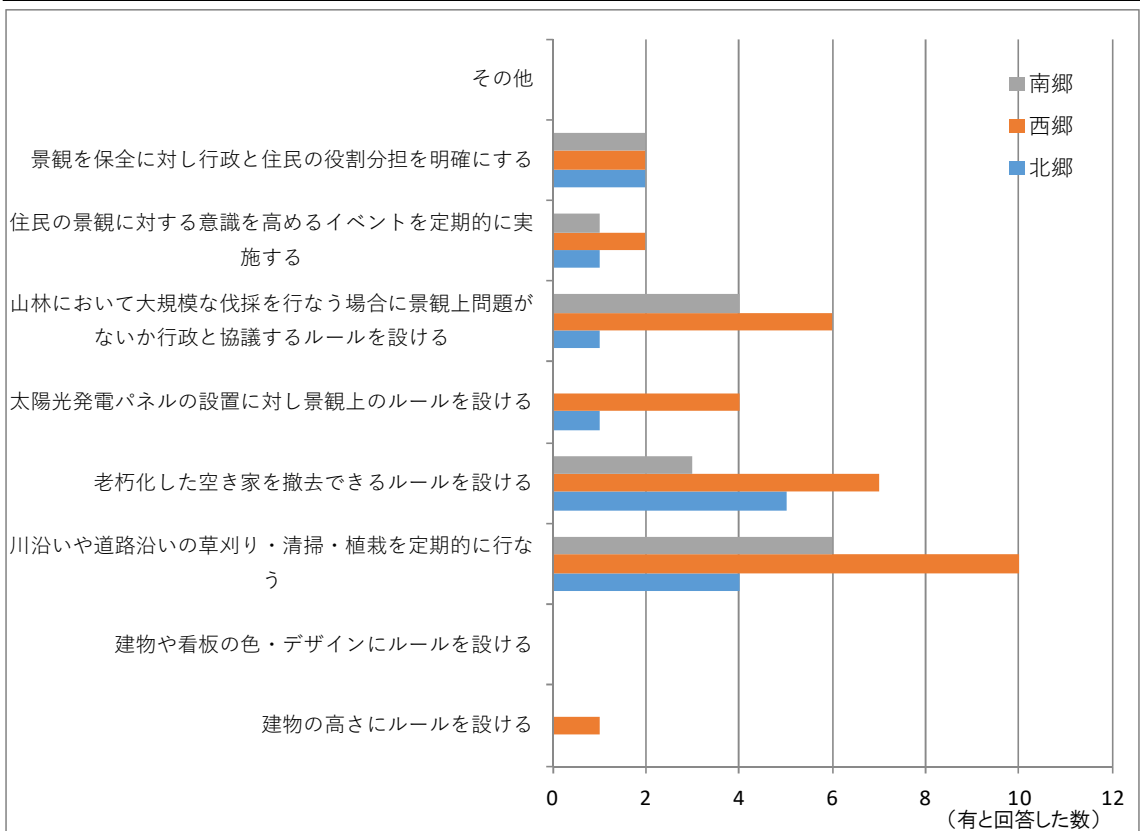
	重要な建造物・樹木
南郷	<ul style="list-style-type: none"> ・水清谷神社の杉 ・神門神社 ・渡川神社 ・西の正倉院 ・百済の館 ・美石群 ・夫婦いちよう、大杉
西郷	<ul style="list-style-type: none"> ・田代小学校のいちようの木 ・年の神神社の立木 ・坂本地区の桜並木
北郷	<ul style="list-style-type: none"> ・供養石(入下方面) ・細宇納間、甲斐酒店の柏 ・全長寺

④居住地区内における景観を今後も保全していく上で必要なことはあるか？

・南郷では、「川沿いや道路沿いの草刈り・清掃・植栽を定期的に行う」、「山林において大規模な伐採を行う場合に景観上問題がないか行政と協議するルールを設ける」を半数以上の方が挙げています。

・西郷では、「老朽化した空き家を撤去できるルールを設ける」、「川沿いや道路沿いの草刈り・清掃・植栽を定期的に行う」、「山林において大規模な伐採を行う場合に景観上問題がないか行政と協議するルールを設ける」を半数以上の方が挙げています。

・北郷では、半数以上の方が「老朽化した空き家を撤去できるルールを設ける」、「川沿いや道路沿いの草刈り・清掃・植栽を定期的に行う」を、景観を保全していく上で必要なこととして挙げています。



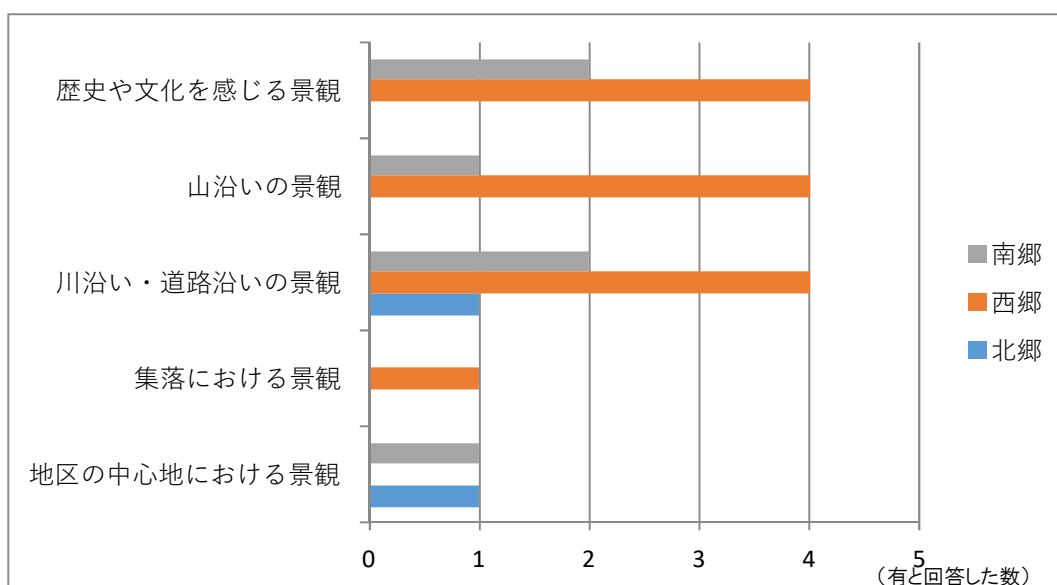
※回答者数：南郷 7 人、西郷 11 人、北郷 6 人

なお、その他では以下の回答がありました。

	その他として回答された内容
北郷	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱に巻いているかざら ・保全のためのボランティアの活用

⑤他地区内における好きな景観、大事にしたい景観があるか？

- ・他地区(自分が住んでいない地区)内に好き・大事にした景観があるかについては、いずれの地区においても「ある」との回答が見られます。
- ・具体的には下表に示す場所、施設等が挙げられています。



※回答者数：南郷 7 人、西郷 11 人、北郷 6 人

	地区の中心地における景観	集落における景観	川沿い・道路沿いの景観	山沿いの景観	歴史や文化を感じる景観
南郷居住の方の回答	・公園、県の施設		・石峠レイクランド ・舟方轟周辺	・石峠レイクランド上・下流の山林	・御田祭 ・宇納間地藏尊
西郷居住の方の回答		・百済の館 ・宇納間地藏尊	・入下から黒木への 388 号沿いの花 ・舟方轟 ・五十鈴川、小丸川の溪谷・溪流	・恋人の丘 ・全体の田舎風景 ・全ての山沿い ・清水岳の大規模から観る神戸	・宇納間地藏尊関連 ・師走祭り関連 ・寺院・神社のある風景
北郷居住の方の回答	・田代小学校校舎		・和田地区の桜並木		

第2章 景観計画区域の設定

(景観法第8条第2項第1号に基づく)

美郷町には、各地区に自然、風土、歴史、文化を構成する資源があることから、良好な景観づくりを進め後世に引き継いでいくためにも町全体での景観施策が必要と考えられます。そのため、景観計画区域は美郷町全域とします。

なお、各地区の伝統的な祭りが開催される場所周辺は、特に景観の維持・保全が必要な地域であることから、「師走祭り開催地周辺」(南郷)、「御田祭開催地周辺」(西郷)、「宇納間地蔵尊周辺」(北郷)を景観形成重点地区(まちなか景観・歴史文化的景観から構成される地区)と位置づけます。

本計画の景観計画区域:美郷町全域

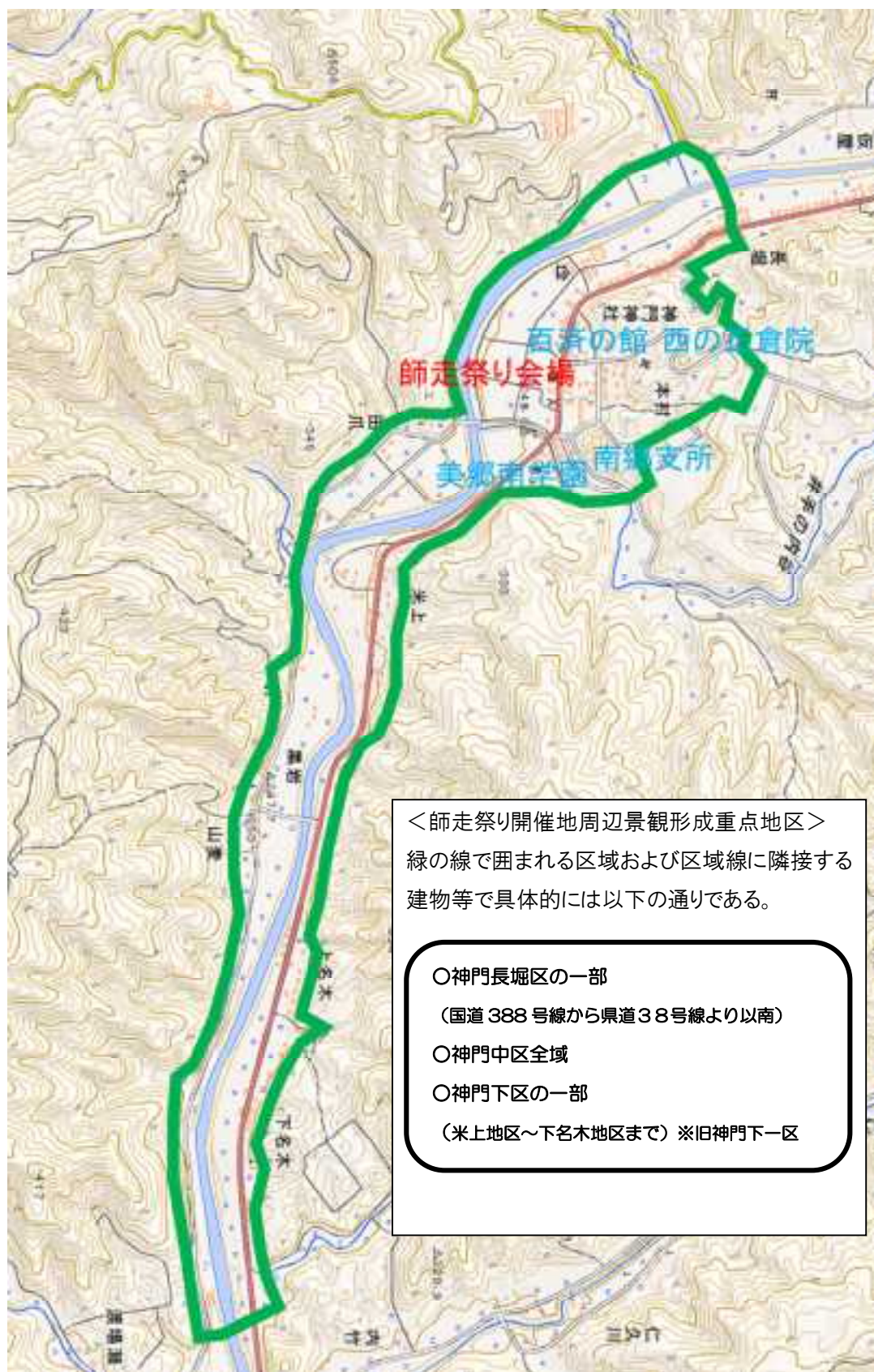
<景観形成重点地区(特に景観の維持・保全が必要な地域)>

南郷:師走祭り開催地周辺、西郷:御田祭開催地周辺、北郷:宇納間地蔵尊周辺



図 美郷町の景観計画区域

南郷：師走祭り開催地周辺景観形成重点地区



＜師走祭り開催地周辺景観形成重点地区＞
 緑の線で囲まれる区域および区域線に隣接する
 建物等で具体的には以下の通りである。

- 神門長堀区の一部
 (国道 388 号線から県道 38 号線より以南)
- 神門中区全域
- 神門下区の一部
 (米上地区～下名木地区まで) ※旧神門下一区

西郷：御田祭開催地周辺景観形成重点地区



＜御田祭開催地周辺景観形成重点地区＞
 緑の線で囲まれる区域および区域線に隣接する建物等。なお、山林部(点線箇所)については、御田祭会場より見える範囲までとする。
 具体的には以下の通りである。

- 峰区の一部
 (御田祭会場周辺を中心とした愛宕・寺の迫上円野地区)
- 役場周辺地域

北郷：宇納間地藏尊周辺景観形成重点地区



＜宇納間地藏尊周辺景観形成重点地区＞

緑の線で囲まれる区域および区域線に隣接する建物等で具体的には以下の通りである。

- 中原区中心部
(宇納間地藏尊を中心とした、中原及び中原前)
- 西野々地区の一部
- 中原地区、北郷支所を中心とした地区
(大原全域、羽子場、平田、中田の一部国道 388 号を中心とした沿道沿い)

第3章 良好な景観形成に関する方針

(景観法第8条第3項に基づく)

3.1 美郷町が目指す景観づくりの将来像

美郷町における景観特性を踏まえ、美郷町が目指す景観づくりの将来像を以下のように定めます。

豊かな自然と古くから引き継がれる歴史文化が融合した美しい郷

3.2 景観構造別の基本方針

将来像の実現に向け、景観構造別に景観づくりの基本方針を以下のように定めます。

(1) まちなか景観

■ 歴史文化的景観と調和した景観の保全

現在、各地区のまちなかには、歴史文化的景観を形成する施設や場所があり、これらとの調和を保ったまちなみが形成されていることから、今後もこのようなまちなみを保全していきます。師走祭り、御田祭、宇納間地蔵大祭が開催される周辺地域については、景観形成重点地区と位置づけ、建築行為や開発行為に当たって特に景観への配慮を求めるとします。

また、例えば北郷で行なわれている街灯や看板の統一化等のようにまちなみの一体感を創出する取組や、道路や歩道等の公共施設を適切に管理する取組を施設管理者等の協力もいただきながら進めていきます。

■ 景観形成重点地区から眺望できる山林景観の保全

景観形成重点地区内から見渡せる山林については、樹木の伐採等による山肌の露出が極力生じないよう、事業者に対し配慮を求めています。

■ 四方を取り囲む美しい山並みと調和した景観の保全

景観形成重点地区内から美しい山並みが見られるよう、建築物の高さや色彩、鉄塔の位置、屋外広告の大きさ・デザイン等に配慮します。また、道路沿いの樹木や雑草がまちなか景観を阻害しないよう、その手入れについて住民の方々のご協力もいただきながら対策を図ります。

■賑わいと交流を育む景観づくり

各地区の中心部は、住民の生活の拠点であり、また来訪者にとっては観光の拠点となる地域です。拠点がある地域の活性化はまち全体の活性化にもつながります。そのため、歴史文化的施設やお祭り、桜や銀杏、紅葉等の資源も活用しつつ賑わいや交流が生まれる景観づくりに努めます。また、街灯が少なく夜になると寂しい印象があることから、例えば街灯の増設や歴史文化的施設のライトアップ、イルミネーション等について検討し、賑わいと交流が生まれるきっかけづくりに努めます。

(2)集落景観

■水田や畑における四季折々の景観の保全

各集落には棚田が多く点在し、日本の原風景とでも言うべき景観が残されています。田畑は、多くの住民にとっての生業の場となっており、これまで町では、田畑において景観に配慮しつつ獣害対策用柵の設置を進めてきました。一定の効果が発揮され、被害軽減に寄与していることから今後も町ではこの施策を進めていきます。

しかしながら、来訪者にとっては景色を見る際柵が気になるという意見もあると思われ、住民の方々の中にも少なからずこのような思いはあると考えられます。そのため、少しでも阻害要因を減らせるよう、柵に巻き付いた雑草の手入れ等に対し、住民の方々の主体的な取組を期待しつつ、行政としてもその支援や景観に配慮した柵について専門機関等の協力もいただきながら検討していきます。

また、各集落において徐々に増加しつつある耕作放棄地について適切に管理する仕組みについて検討していきます。

■集落の魅力を引き出す景観づくり

集落の中には、住民の方々の主体的な取組により道路沿道の草刈や植栽(あじさい、彼岸花等)が行なわれ、美しい沿道景観が形成されているところが見受けられます。今後もこのような取組が継続され、また広がっていくことを期待するとともに、町としても県等における既存制度の周知および活用を図るとともに、必要な支援策を検討し、このような取組が集落の活性化につながるよう、観光振興と連携した施策の展開に取り組んでいきます。

また、集落内にある空き家については、町における空き家に関連した取組・補助制度等の周知を図り、空き家の有効活用や改善に取り組んでいきます。

＜美郷町における空き家に対する取組＞

美郷町では、以下に示す条例、補助金制度等を整備し空き家対策に取り組んでいる。

■美郷町空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例

- ・空家等の対策に対する、町、空家等所有者等、事業者、区長、町民の役割を明示
- ・町が空家等に関するデータベースの整備を行うことを明示
- ・空家等が危険な状態となることが切迫し、かつ、当該空家等の所有者が判明しないときは、危険な状態となることを防止するために必要な最低限の措置を講ずることができる等、町長の権限を明示

■美郷町老朽危険家屋等除去促進事業補助金

- ・町民の安全・安心の確保、住環境の改善、良好な景観の維持を図るため、危険家屋を除去する者に対し助成する制度

■美郷町空家対策支援事業補助金

- ・町内への定住促進を図るため、町内の空家等の購入及びリフォームに要する経費に対し助成する制度

(3)河川・道路・山林景観

■町の重要な視点場である幹線道路からの見通しの確保

国道 327 号、388 号、446 号、県道 3 路線等の幹線道路からは、河川とともに山林を眺望でき美郷町の代表的な視点場であるといえます。そのため、車窓や歩きながら水辺、山並みの美しさを楽しめるよう、沿道・河川の樹木や雑草の手入れ、放置されたごみや古い看板の撤去等について、住民の方々のご協力もいただきながら取り組んでいきます。また、国道沿いの法面を整備する際には、景観に配慮した整備を行う取組を進めていきます。

■太陽光パネルの設置に対するルールづくり

太陽光パネルの設置に関して、周辺の景観との調和に配慮する等のルールづくりを行い、景観の保全を図ります。

■滝や渓谷へのアプローチ道路における景観の保全

町内には滝や渓谷が多く点在しており、夏は子どもたちの水遊びの場、また秋は紅葉を楽しむ場になる等、魅力的な水辺空間となっています。一方で、これらにアプローチする歩道等においては、路面や手すり、看板等の老朽化が見られるところもあり、景観面だけでなく安全面でも課題があると考えられます。点検を行なった上で問題のある箇所については速やかに改修に取り組んでいきます。

■人を呼び込む景観づくりを通じたまちづくりの推進

美郷町には、美しい川や滝、ダム等の水辺空間が多く点在するとともに、それらの沿道においては、桜や紅葉、あじさい等季節ごとに沿道を彩る取組が進められてきました。また、レイクランドが完成した当初はライトアップにより魅力的な夜の景観づくりが行われました。

このような取組の継続や新たな検討を行いながら、季節や昼・夜で変化する美郷の河川・山林・沿道の景観資源を活かして人を呼び込めるまちづくりへと発展させていくことが重要と考えます。住民の方々や国、県等の施設管理者のご協力をいただきながらこのような取組を進めていきます。

なお、人を呼び込むまちづくりにおいては景観づくりだけでなく、例えば特産品開発等の取組もあわせて行っていくことでより効果がより高まると考えられます。

(4)歴史文化的景観

■歴史文化的景観の維持

各地区の中心部に位置する代表的な歴史文化的施設・場所については、手入れが行き届いており、良好な景観が維持されています。これらの周辺地域を景観形成重点地区と位置づけ、引き続き、良好な景観を保全する取組を進めていきます。

■埋没した歴史文化的資源の磨き上げ

手入れが十分でないこと等から、町民からも忘れ去られつつある歴史文化的資源があります。点検を行なった上で、貴重な資源については周辺環境の整備等を含め景観の改善に努めるとともに、観光資源としての活用について検討を行います。

■賑わいと交流を育む景観づくり

各地区の代表的な歴史文化的施設・場所の多くは各地区のまちなかにあることから、まちなかと歴史文化的資源との調和を重視した景観づくりをすすめることが重要です。また、河川・山林・道路景観を活用した人を呼び込む取組と連携することで、町全体の活性化につながっていくことが期待できます。

景観形成重点地区を設定し、まちなかと歴史文化的資源との調和に配慮した景観づくりを進めるとともに、季節や昼・夜で変化する河川・山林・道路景観との連携方策について検討を行います。

第4章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号に基づく)

4.1 届出対象行為

(1) 建築物・工作物・開発行為

良好な景観形成のため、景観法では、景観の保全及び形成に大きな影響を及ぼす行為として、「建築物」「工作物」「開発行為」を届出対象行為として定めています。町ではこれらの行為に対し、届出が必要な規模(要件)を以下のように定めます。届出対象行為を行う町民や事業者は、その行為の前に町に届出を行う必要があります。

	届出対象行為	対象地域	届出の規模(要件)	
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	景観形成重点地区	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ床面積 10 m²以上の新築、増築、改築若しくは移転。 ・さらに前記の規模で外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更部分が見付面積(※1)の半分以上となるもの。 	
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・最高部の高さ(建物の敷地からの高さ)が13m以上又は延べ床面積 500 m²以上の新築、増築、改築若しくは移転。 ・さらに前記の規模で外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更部分が見付面積の半分以上となるもの。 	
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全域共通	煙突・排気塔	高さ 6m を超えるもの
			送電用鉄塔、電波塔、その他これらに類するもの	高さ 15m を超えるもの
			鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに類するもの	

	届出対象行為	対象地域	届出の規模(要件)	
		全域共通	装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの	高さ4mを超えるもの
			高架水槽、冷却塔、物見塔、サイロ、その他これらに類するもの	高さ8mを超えるもの
			石油・ガスタンク	
			擁壁	高さ5mを超えるもの
			太陽光発電設備	土地に自立して設置する場合で、モジュールの設置面積の合計が1,000㎡を超えるもの
開発行為 (※2)	建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	景観形成重点地区	開発面積が1,000㎡以上の全ての開発行為。	
		その他	開発面積が3,000㎡以上の全ての開発行為。	

■ただし、以下に該当するものは届出対象外となります。(景観法第16条第7項及び景観法施行令第8条)

- 《届出対象行為から除外される行為》
- ・仮設の工作物の建設等
 - ・非常災害のための必要な応急措置として行う行為
 - ・農林業を営むための土地の区画形質の変更
 - ・良好な景観づくりに支障を及ぼすおそれがない行為として、町長が認める行為 等

※1:見付面積とは、建築物の各面を正面から見た時に見える面積(水平・鉛直投影面積)のこと。

※2:都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為とする。

- 区画の変更
 - 道路の新設又は廃止、排水路の新設又は廃止すること。
- 形の変更
 - 切土、盛土等により形状を変更すること。

(2)その他の届出対象行為

景観法で定めている3つの行為に加え、町内の景観を保全していくため、以下の行為についても届出対象とします。

■屋外における土石・再生資源等の物件の集積又は貯蔵

<景観形成重点地区>

・面積が100㎡以上

<その他>

・集積等の期間が6カ月を超えるもので、1,000㎡以上でかつ高さ5m以上
かつ道路から見通すことのできる場所のもの

※ただし、以下に該当するものは届出対象外となります。

《届出対象行為から除外される行為》

・良好な景観づくりに支障を及ぼすおそれがない行為として、町長が認める行為

4.2 届出対象行為に対する景観形成基準

4.1で定めた届出対象行為については、以下に示す景観形成基準を満たす必要があります。

(1)建築物・工作物

項目	景観形成基準の内容	
	景観形成重点地区 (まちなか景観、歴史的景観)	その他 (集落景観、河川・道路・山林景観、歴史的景観)
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・山並みの稜線への眺望を阻害しない高さとする。 ・周辺の建築物等に対して突出せず違和感のない高さとする。 	
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・山並みの稜線への眺望を阻害しない配置とする。 ・まちなみの連続性に配慮した配置とする。 ・歴史的施設に対する視認性を阻害しない配置とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・山並みの稜線や水辺空間への眺望を阻害しない配置とする。 ・道路からの眺望を阻害しない配置とする。 ・送電線、電波塔等これらに類するものは、極力周囲から見えにくく、かつ遠景からの山並みの稜線等に対する眺望を阻害しない位置に配置する。 ・周辺の建築物や自然景観との調和に配慮した配置とする。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物や自然景観との調和に配慮した落ち着いた形態意匠とする。 ・大規模な建築物・工作物の外壁は、圧迫感を与えない形態意匠とする。 	
材質	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観や周辺の建築物等との調和に配慮し、できる限り環境に配慮した材料を使用する。 ・経年劣化等による退色、汚れ、損傷に強い材料を選択する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化等による退色、汚れ、損傷に強い材料を選択する。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観や周辺の建築物、まちなみに溶け込む落ち着いた色彩を基調とし、以下に示す通りとする(日本工業規格に定めるマンセル着色系(次頁参考参照)に基づく基準を示す)。 <p>【外壁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色相 R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)は、彩度4以下 ・色相 GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(青紫)・P(紫)・RP(赤紫)は、彩度2以下 	

項目	景観形成基準の内容	
	景観形成重点地区 (まちなか景観、歴史文化的景観)	その他 (集落景観、河川・道路・山林景観、歴史文化的景観)
	【屋根】 ・できる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、周辺の建築物や自然景観等と調和したものとする。	
照明	周辺の生活環境や自然景観との調和に配慮した照明とする。	
植栽	・敷地内での既存樹木の保全や修景、緑化に努める。 ・道路に接する場所等、公共の場から見える場所については、植栽等の修景に努める。 ・植栽に当たっては、町の在来種を採用する等周辺植物への影響に配慮する。	
屋外設置物	屋外に設置する設備(室外機等)は、外部から目立たないように落ち着いた色にしたり目隠しをしたりすることに努める。	
駐車場	駐車場や駐輪場の設置に当たっては、周辺の自然景観や建築物等との調和に配慮し、緑化に努めるとともに舗装デザインを工夫する。	
塀	沿道部では、できる限り植栽や環境に配慮した素材のものとするよう努める。	
太陽光発電設備	・道路やまちなか、町内の眺望ポイントから直接見えないことがないよう、斜面地や高台、棚田周辺での設置はできる限り避ける。 ・周辺景観を阻害しないよう、太陽光発電設備の周辺に植栽を行い目隠しする等の工夫に努める。	

【参考】マンセル着色系について

本計画書では、色彩を定量的に表現するマンセル表色系(日本工業規格(JIS))を採用しています。これは、色彩の尺度として、ひとつの色を「色相(いろあい)」、「明度(あかるさ)」、「彩度(あざやかさ)」という3つの属性の組み合わせによって表現します。これにより、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

【色の三属性】

■ 色相 (Hue)

赤(R)・黄(Y)・緑(G)・青(B)・紫(P)の5つの基本色相と黄赤(YR)・黄緑(GY)・青緑(BG)・青紫(PB)・赤紫(RP)の5つの中間色相があり、その度合いを表す0から10までの数字を組み合わせて、10Rや5Yなどのように表記します。色味のない無彩色はN(ニュートラル)と表記します。

■ 明度 (Value)

明るさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。明るさが知覚的に等間隔になるように灰色を配置したものを明度の基準にしています。

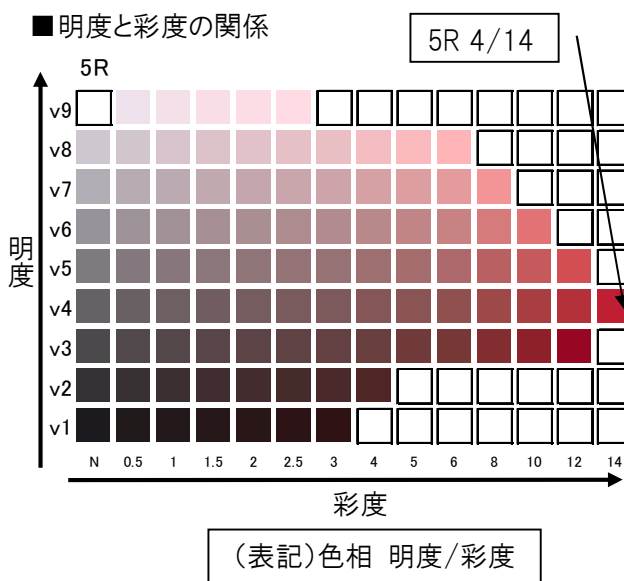
■ 彩度 (Chroma)

あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表します。穏やかな色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度です。各色相の中の最もあざやかな色への白・黒・灰色の混合量で彩度に違いが生じます。

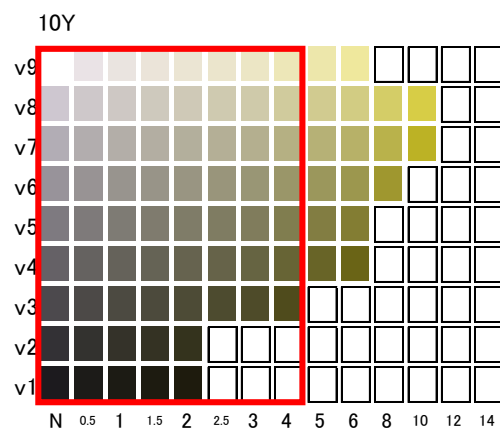
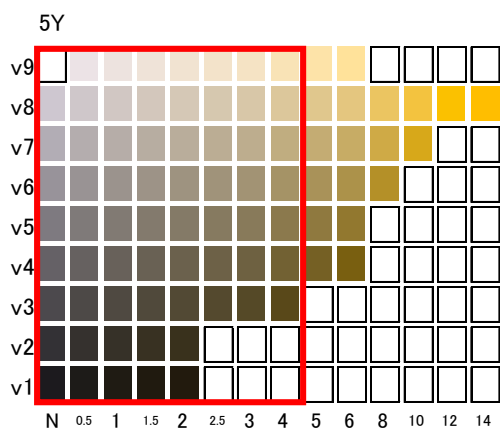
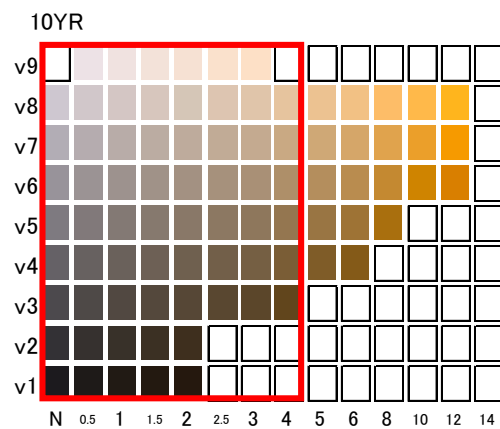
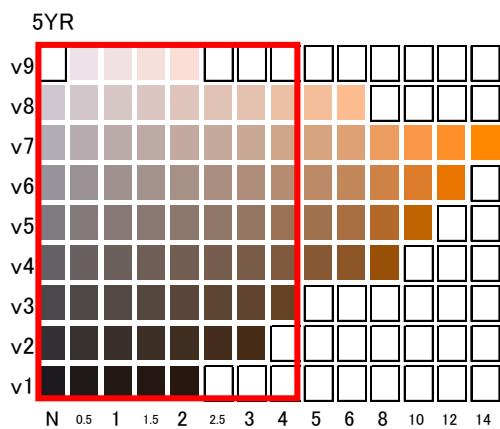
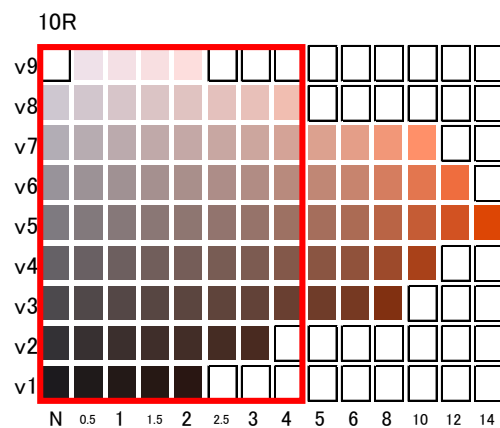
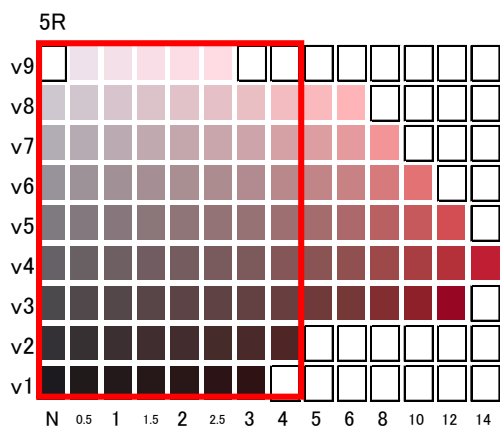
※マンセル値


色相、明度、彩度の数値を用いて表記
例えば、右図の「5R 4/14」のように表記
します。

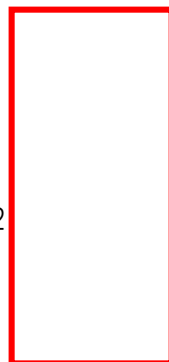
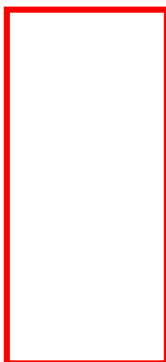
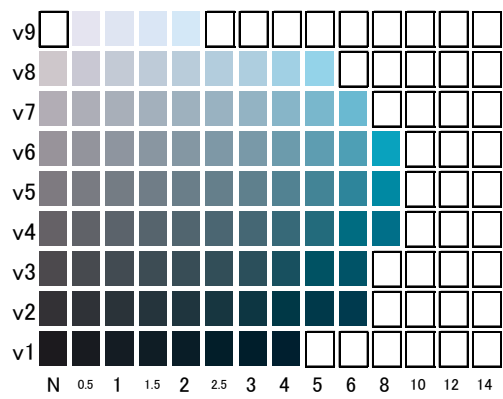
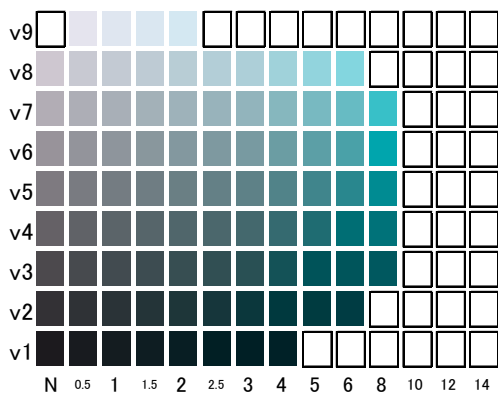
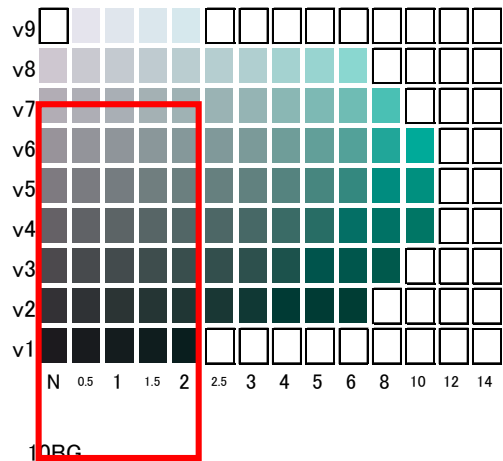
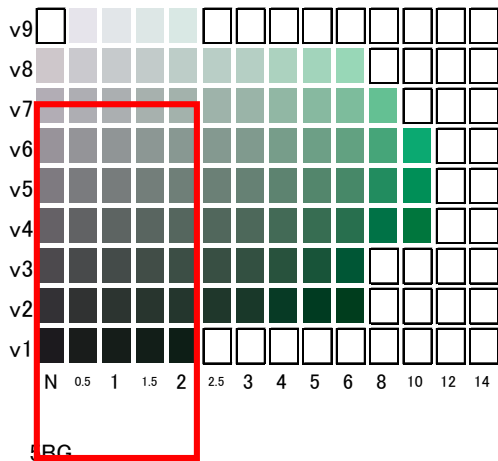
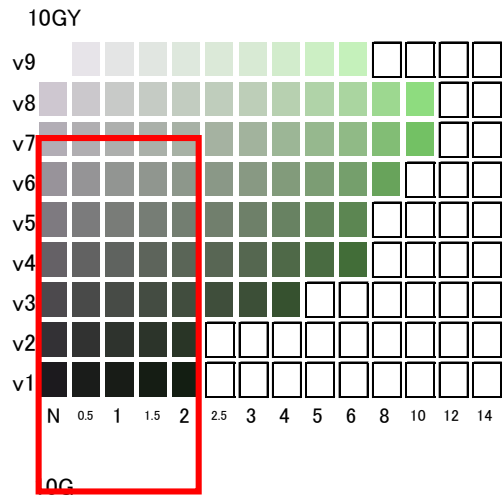
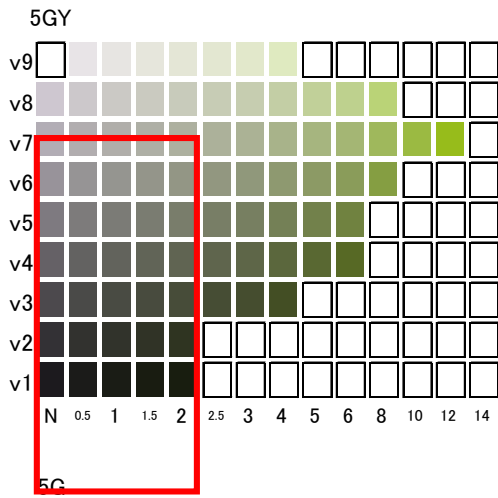
この場合「5アール4の14」と読み、
色相5R、明度4、彩度14を表します。

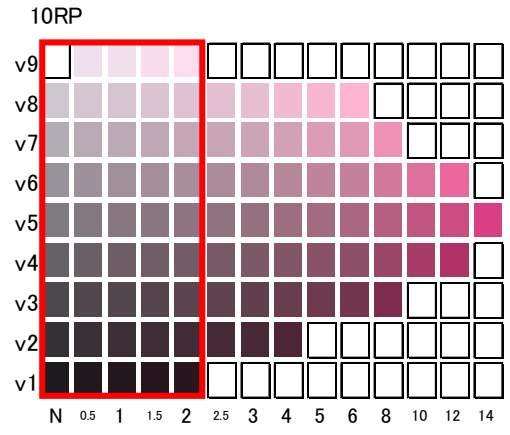
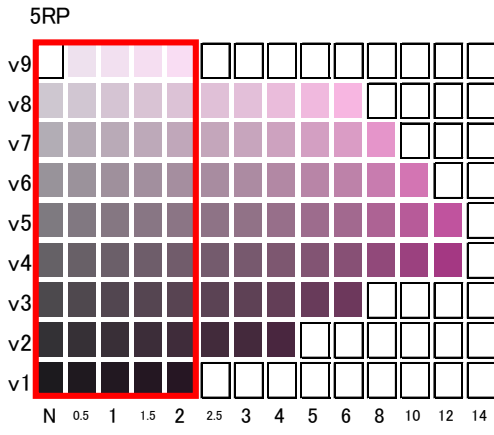
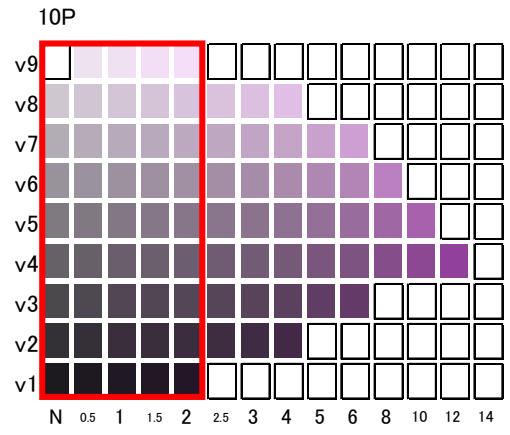
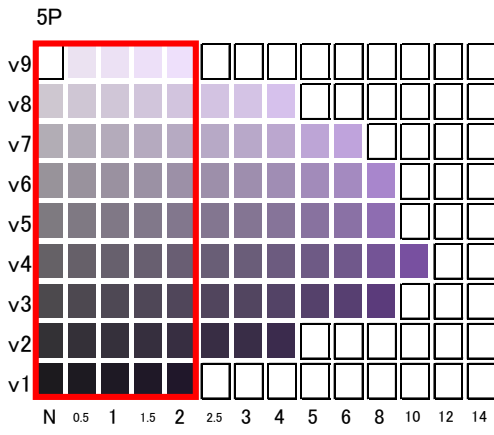
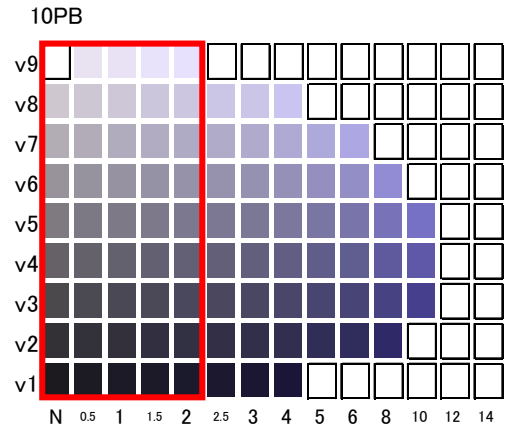
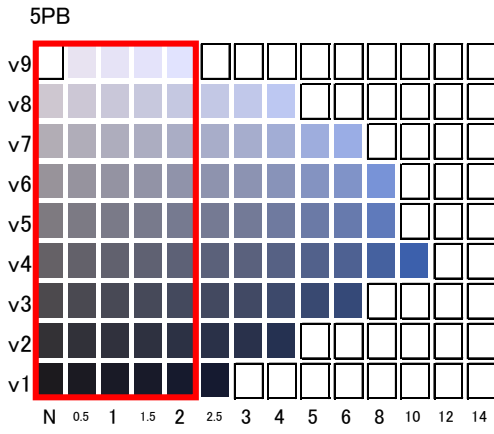
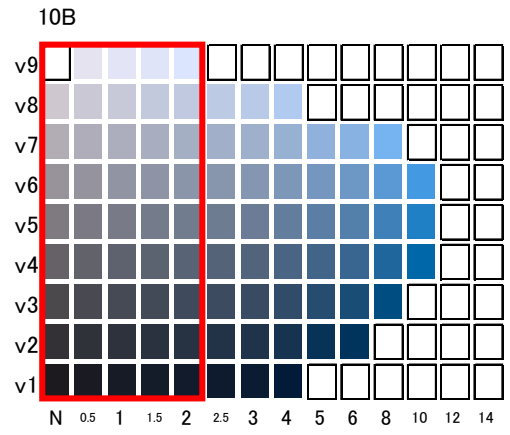
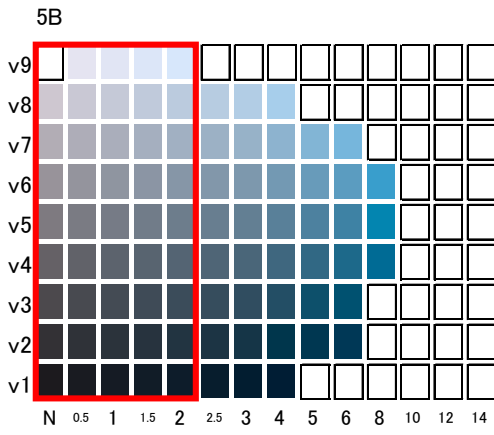


代表的な色相における明度・彩度



 外壁の色彩基準範囲





(2)開発行為

項目	景観形成基準の内容(全域共通)
造成	○造成は必要最小限とする。 ○自然景観や周辺の地形と著しく不調和とならないよう配慮する。
法面	○法面が生じる場合は、環境に配慮した素材の活用や緑化等により、自然景観と調和するよう努める。
擁壁	○自然石及び自然石を模したブロック等を用い、周辺の自然景観等に調和するよう努める。

(3)屋外における土石・再生資源等の物件の集積又は貯蔵

景観形成基準の内容(全域共通)
○集積・貯蔵の規模は必要最小限にする。 ○道路側から集積物・貯蔵物が見えないよう植栽や塀を設けるなどの工夫をする。

4.3 届出の必要はないが景観形成基準に配慮すべき行為

「届出対象行為」に含まれない行為については、届出の必要はありませんが、建築行為等を行う際は「景観形成基準」に適合するよう配慮するものとします。

第5章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

(景観法第8条第2項第3号に基づく)

町内の景観づくりを進めていく上で、重要な建造物や樹木を保全するとともに、地域づくりに活かしていくため、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針を以下のように定めます。なお、これらの指定に当たっては教育委員会と十分な調整を行います。

景観重要建造物・景観重要樹木に指定された建造物・樹木については、町長の許可なく現状変更ができなくなります。

5.1 景観重要建造物の指定方針

町民に親しまれている建造物など、町の歴史や景観形成上重要であるもののうち、以下に示す指定基準に該当するものを景観重要建造物に指定します。

ただし、すでに文化財保護法に基づき、より厳しい現状変更の規制が課せられている国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定され、又は仮指定されたものについては指定しないものとします。町内においては、例えば、西の正倉院や百済の館等が候補として考えられます。

景観重要建造物の指定基準

道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる建造物で、下記のいずれかに該当すると認められるもの。

- 建造物及びこれと一体となる敷地等の外観が地域の良好な景観形成に重要であり、歴史的、または文化的に価値が高いと認められていること。
- 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観形成に寄与するもの。
- 地域の自然、歴史、文化、生活などからみて、これらの特性が形態として現れているもので、地域を象徴する建造物であるもの。
- 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的に行われていること。
- 老朽化、改造が著しくなく、原形をよく留めていること、または修復が可能なこと。

5.2 景観重要樹木の指定方針

町民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森など、町の歴史や景観形成上重要であるもののうち、以下に示す指定基準に該当するものを景観重要樹木に指定します。

ただし、すでに文化財保護法に基づき、より厳しい現状変更の規制が課せられている特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定され、又は仮指定されたものについては指定しないものとします。

景観重要樹木の指定基準

道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの。

- 樹高や樹形が地域のシンボルな存在であり、良好な景観形成に寄与するもの。
- 地域の歴史や文化を感じさせるなど、地域の景観形成上重要な役割を果たしている樹木であるもの（歴史的、文化的に価値が高いと認められること）。
- 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること。

第6章 屋外広告物の表示等に関する基本方針

(景観法第8条第2項第4号イに基づく)

屋外にある広告物は、町民や観光客等に多くの情報を提供する一方で、広告物の氾濫や地域特性を無視した掲出により、周辺の景観を阻害し不快感を与えることにつながる可能性もあります。

当面本町では、「宮崎県屋外広告物条例」に沿って屋外広告物の規制等を行っていきます。その上で、本町独自の取組が必要となった場合には、県と協議を行います。

屋外広告物の表示等に関する基本方針

- 宮崎県屋外広告物条例の禁止地域や規制地域に指定されている地域においては、広告物等の基準を遵守し、良好な景観の形成に努める。
- 景観形成上重要な施設や場所等の周辺に当たっては、当該施設・場所のイメージを損ねないよう、広告の表現・形状・色彩・サイズ・掲出位置等において周辺景観との調和に配慮する。
- 建築物・工作物に付属する場合は、当該建築物・工作物と一体感のある意匠・色彩となるよう工夫する。
- 安全上の理由を除き、蛍光色や原色、反射材などの使用を避ける。また、広告物の照明については、光害を防止し、必要以上の点滅や回転を避ける。
- 耐久性に優れた素材を用い、安全性を確保するため、定期的な維持管理に努める。

【参考】宮崎県屋外広告物条例について

(出典:宮崎県屋外広告物の手引き)

■屋外広告物の定義

以下の4つの要件を満たすものを屋外広告物と定義しています。

- ・常時又は一定の期間継続して
- ・屋外で
- ・公衆に表示されるものであって
- ・看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの。

■禁止広告物

以下の屋外広告物は、何人も、どんな場所でも表示し、設置することはできません。

- ・著しく汚染し、退色し、または塗料等のはく離したもの
- ・著しく汚損し、または老朽したもの
- ・倒壊または落下の恐れがあるもの
- ・信号機もしくは道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるようなもの
- ・道路交通の安全を妨げるおそれがあるもの

■禁止物件

以下の物件には、広告物を出すことができません。

- ・橋、トンネル、高架構造物、分離帯、交通島、植樹帯
 - ・石垣、塀、擁壁の類
 - ・街路樹、路傍樹およびこれらの支柱
 - ・信号機、道路標識、ガードレール、カーブミラー、パーキングメーター等
 - ・街路樹等の植栽を行っている道路に設置された電柱等
 - ・国道や県道に道路管理者が設置した街灯柱
 - ・消火栓、火災報知機、火の見やぐら
 - ・郵便ポスト、電話ボックス、路上変圧器、送電塔、送受信塔、照明塔
 - ・煙突、ガスタンク、水道タンク等
 - ・銅像、神仏像、記念碑等
 - ・景観法により指定された景観重要建造物、景観重要樹木
- ※一部の禁止物件には一定基準の屋外広告物の表示ができます。

- ・道路の路面には広告物を表示できません。
- ・電柱、街灯柱、アーケード・アーチの支柱には、はり紙、はり札、広告旗、立看板は表示できません。

■ 禁止地域等

自然景観や快適な生活環境を保持するため、原則として広告物の表示を禁止し、良好な景観を守っていく地域です。

一定基準内の自家用広告物や道標・案内図板については、許可を得て表示することができます。また、一定基準の屋外広告物については、禁止地域等内であっても表示することができます。

区分	地域または場所
第1種禁止地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡名勝天然記念物のある区域 ・自然公園の特別地域 など
第2種禁止地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区および伝統的建造物群保存地区 ・第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 ・自然公園の普通地域(用途地域除く)、都市公園 ・宮崎県沿道修景美化条例により指定された沿道自然景観地区等 ・別に定める高速道路、一般国道等及びこれらの周囲(用途地域除く) ・信号機の周囲 20m 以内、横断歩道・踏切の周囲 10m 以内(地上 10m を超える部分を除く) ・主要駅の駅前広場 など
第3種禁止地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種中高層住居専用地域および第2種中高層住居専用地域のほぼ全域 ・別に定める高速道路の周囲 200m 以内の用途地域 ・別に定める一般国道等及びこれらの周囲(用途地域除く) ・カーフェリーターミナルの周辺、主要駅の駅舎 など

■ 規制地域等

経済活動等を考慮して、許可により健全な景観を誘導していく地域であり、原則として、屋外広告物を表示するには許可が必要です。

ただし、一定基準の屋外広告物については許可を受けずに表示ができます。

区分	地域または場所
第1種規制地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止地域等、第2種規制地域等及び第3種規制地域等のいずれにも該当しない地域
第2種規制地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域および工業専用地域 ・農村地域工業等導入促進法において定められた工業等導入地区の区域 ・一般国道(小林市および高鍋町の一部)及びこれらの周囲 など
第3種規制地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域および商業地域 ・都城市および延岡市の準工業地域、工業地域および工業専用地域の一部 ・延岡市の再開発地区計画区域の一部

■ 本町の規制状況

本町においては、主要な道路が第2種禁止地域等もしくは第3種禁止地域等に該当し、その他の地域が第1種規制地域等に該当します。次頁に禁止地域等、規制地域等に表示できる広告物の表示面積の基準を示しますが、広告物の種類ごとに面積や高さ等の基準も異なります。詳しくは、「宮崎県屋外広告物の手引き」を参照ください。

○禁止地域等に表示できる広告物の表示面積基準

区分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
表示面積の合計	1住所等につき10㎡以内であること	1住所等につき15㎡以内であること	1住所等につき30㎡以内であること
その他	1. 特に景観への配慮が必要な地域又は場所の場合にあつては、その周囲の景観と調和したものであること。 2. 電飾設備を有するものにあつては、屋間においても美観を損なわないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。 3. 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。 4. 蛍光、発光又は反射を伴う塗装又は材料を使用していないこと。 5. 中間色を中心に色調を整えたものであること。 6. 回転灯を使用していないこと。 7. 露出したネオン管もしくは赤色のネオン管を使用していないこと。 8. ネオン管を使用する場合は、その光源が点滅していないこと。 9. 電光掲示板を使用していないこと。		

○規制域等に表示できる広告物の表示面積基準

区分	第1種規制地域等	第2種規制地域等	第3種規制地域等
表示面積の合計	野立(建植)広告(道標その他公共的目的をもった広告物を除く。)、屋上広告、壁面広告、屋根面広告、突出広告、塀広告又は懸垂幕を表示し、または設置する場所にあつては、1住所等につき50㎡以内であること。	野立(建植)広告(道標その他公共的目的をもった広告物を除く。)、屋上広告、壁面広告、屋根面広告、突出広告、塀広告又は懸垂幕を表示し、または設置する場所にあつては、1住所等につき100㎡以内であること。	表示面積の合計の基準はないので、広告物の種類別許可基準を満たせばよい。
その他	1. 特に景観への配慮が必要な場所の場合にあつては、その周囲の景観と調和したものであること。 2. 電飾設備を有するものにあつては、屋間においても美観を損なわないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。		

区分	第1種規制地域等	第2種規制地域等	第3種規制地域等
	<p>3. 裏面、側面及び脚部は、塗装その他の装飾により美観を整えたものであること。</p> <p>4. 蛍光、発光又は反射を伴う塗装又は材料を使用していないこと。</p> <p>5. 中間色を中心に色調を整えたものであること。</p> <p>6. 回転灯を使用していないこと。</p>		
	<p>7. ネオン管を使用する場合は、その光源が点滅していないこと。</p> <p>8. 電光掲示板を使用していないこと。</p>	/	

宮崎県屋外広告物規制概要図

平成 30 年 11 月現在

この規制概要図は、宮崎県屋外広告物規制条例(平成27年宮崎県告示第14号)に基づき作成されたものであり、宮崎県屋外広告物規制条例(平成27年宮崎県告示第14号)に基づき作成されたものであり、宮崎県屋外広告物規制条例(平成27年宮崎県告示第14号)に基づき作成されたものである。

規制種別	規制区域	規制内容	規制区域
第1種禁止地域等	第1種禁止地域等	第1種禁止地域等	第1種禁止地域等
第2種禁止地域等	第2種禁止地域等	第2種禁止地域等	第2種禁止地域等
第3種禁止地域等	第3種禁止地域等	第3種禁止地域等	第3種禁止地域等
第1種規制地域等	第1種規制地域等	第1種規制地域等	第1種規制地域等
第2種規制地域等	第2種規制地域等	第2種規制地域等	第2種規制地域等
第3種規制地域等	第3種規制地域等	第3種規制地域等	第3種規制地域等

凡 例	
第1種禁止地域等	■
第2種禁止地域等	■
第3種禁止地域等	■
第1種規制地域等	■
第2種規制地域等	■
第3種規制地域等	■



図 宮崎県屋外広告物規制概要図

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第4号ハ)

(1) 景観重要公共施設の指定方針

多くの町民から親しまれる主要な道路、河川、公園や公共施設などは、地域の景観を形成する主要な要素の一つです。以下に示す方針に基づき景観重要公共施設を指定します。

【指定方針】

- 町の景観の骨格をなしている施設。
- 景観資源の周辺等で、景観形成を一体的に推進する必要がある地域に位置する施設。
- 施設そのものが景観に大きな影響を与えるもの。
- 町民や事業者にとって景観形成上、重要と考えられている。
- 地域の景観の核として親しまれている、若しくは親しまれることが十分に予想される。

(2) 景観重要公共施設の指定

上記の方針に基づき、以下の公共施設を景観重要公共施設として定めます。

【河川】(※)

- 一級河川(小丸川)
- 二級河川(耳川、五十鈴川、田代川)
- 普通河川(井出之内川、赤仁田川)

【道路】(※)

- 国道327号、国道388号、国道446号
- 美郷町内県道 北方・北郷線、西都・南郷線、宇納間・日之影線
- 大規模林道 宇目・須木線、六峰街道

【公園】

- 葉桜ふれあい公園
- 恋人の丘

※河川、道路に関しては、景観形成重点地区内及び19頁に示す景観構造を構成する要素周辺箇所を対象とする。

(3)整備に関する事項

景観重要公共施設については、周辺の景観に十分に配慮し、以下のとおり整備を行いません。

■河川

項目	基準
基本方針	小丸川、耳川、五十鈴川は、季節や昼夜により変化する美郷町の景観を構成する重要な要素であることから、災害等への安全対策を図りつつ、周辺景観との調和を図った整備を行う。
緑化	河岸等における雑草、樹木の適切な管理を行う。
護岸	護岸を設置する場合は、防災上やむを得ない場合を除き、環境に配慮した素材等を活用するなど、周辺景観と調和したものとなるよう努める。また、周辺の自然環境や親水性に配慮するよう努める。

■道路

項目	基準
基本方針	○町内における国道、県道、大規模林道は、河川や山林を眺望する際の重要な視点場である。 ○また、沿道の建築物や土地利用等と一体となって、地域の特徴を創出するものである。 ○ネットワークとしての道路の機能強化を図りつつ、道路と景観との関連性にも配慮し、質の高い整備と適切な維持管理に努める。
緑化	周辺景観に応じて街路樹や植樹帯の適正な維持・管理に努める。
街灯	夜間における安全性の確保とともに、夜間景観を構成する一つの要素としての機能も踏まえ、デザイン等に配慮した街灯の設置に努める。
歩道	歩道沿いの雑草、樹木の適切な管理を行う。また、路面やカラーリングを施した舗装面について適切な管理に努める。
防護柵	道路特性や周辺景観と調和したデザインや色彩となるよう努める。

■公園

項目	基準
基本方針	町民および来訪者の憩いの場、また町内を眺望できる視点場として、緑化に努めるとともに、公園関連施設については安全性の確保を図りつつ、周辺景観との調和を図った整備を行う。
緑化	公園内における雑草、樹木の適切な管理を行い、視点場としての機能を維持するよう努める。
公園関連施設	施設の色彩やデザインは、周辺景観と調和したものになるよう努める。

第8章 良好な景観づくりの推進にむけて

(1) 推進体制

集落単位等で行われている住民主体の美化活動等の取組が今後も継続され、また本計画で定めた内容に沿って良好な景観が保全されていくために、町民、事業者、行政がお互いの役割を理解しながら連携していくことが重要です。良好な景観づくりのための町民、事業者、行政における役割を以下のように位置づけるとともに、相互に連携する仕組みを整え、景観形成を総合的に推進します。

町民

- ・美しい景観づくりに対する理解、活動
- ・家周りや地域の清掃、美化活動(植栽や草刈り)
- ・田畑を有する町民における耕作放棄地とならない適切な管理
- ・住宅等を建築する場合は周辺景観との調和への配慮 など

事業者

- ・美しい景観づくりに対する理解、活動
- ・事業所や地域の清掃、美化活動(植栽や草刈り)
- ・田畑を有する事業者における耕作放棄地とならない適切な管理
- ・事業所や広告・看板等の周辺景観との調和への配慮 など

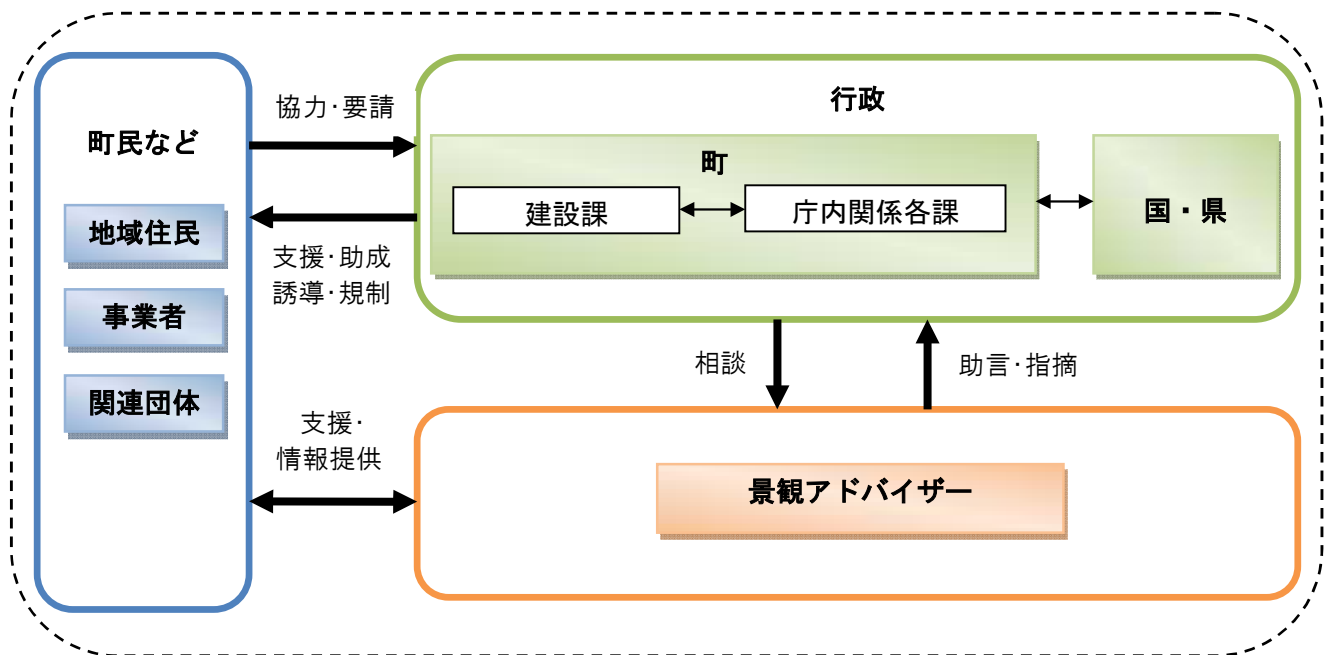
行政

- ・良好な景観づくりに対する町民への意識啓発
- ・住民や事業者等の美化活動等に対する支援
- ・景観に関する関係各課の連携
- ・道路、河川の清掃、美化活動(植栽や草刈り)
- ・計画作成や事業実施の際の専門家の活用
- ・町民主導の景観づくりに対する専門家の派遣 など

景観アドバイザー

- ・良好な景観づくりに対する助言、指摘
- ・景観形成に係る情報提供

【総合的な推進体制】



(2) 審査体制

本町では、町全域を景観計画区域に指定しています。景観計画区域内において建築物の建築等の行為を行う場合は、規模等によっては届出が必要となります。建設課が窓口となり、届出を受理し、以下の流れに沿って審査を行います。

【審査の流れ】

